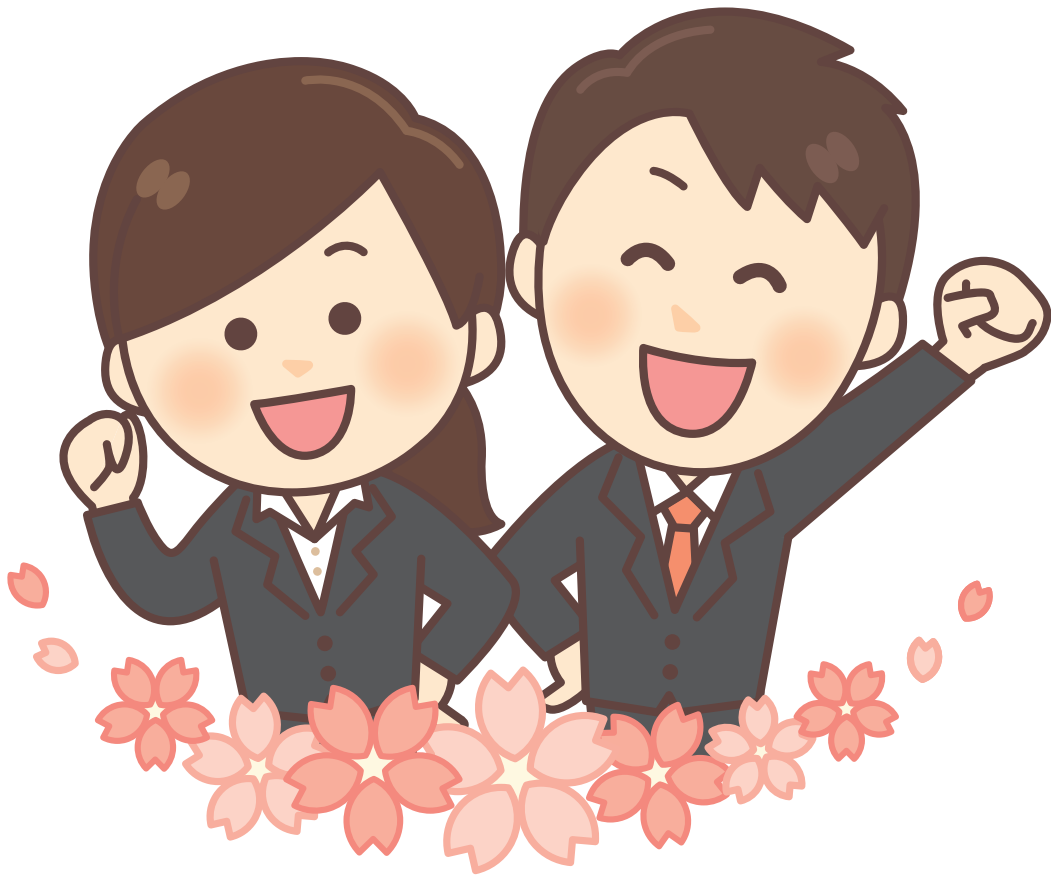


2021年度版 とうきゅうグループ団体保険制度

フレッシュマン セレクトプランのご案内

2021年

お申込みは **4月1日(木)～4月16日(金)** まで



フレッシュマンセレクトプランのご案内はホームページでチェック!



\\ WEBからのご利用が便利! /

東急保険










\\ スマートフォンからも /
二次元コードを読み込んで今すぐアクセス!



東急 東急保険コンサルティング

CONTENTS

フレッシュマンセレクトプランについて	2
とうきゅうグループ団体保険制度 フレッシュマンセレクトプランの概要一覧	7
 生命保険【団体定期保険】	9
 医療保険【総合医療保険(団体型)】	15
 3大疾病保険【3大疾病保障保険(団体型)】	21
 がん保険【生きるためのがん保険Days1】	37
 医療保険【EVER Prime】	39
 傷害保険【あんさんぶる】	41
 重要事項のご説明	50
各社ごとの申込書記入要領	72
会社別加入一覧	79
「チェックオフなび」のご案内	81

お問合せ先について

保険種目	お問合せ先	
	取引保険会社	東急保険コンサルティング
生命保険 団体定期保険	日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925 ※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。 生命保険:930-1913 医療保険:900-95124 3大疾病保険:939-9 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]	リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階 ☎0120-953-809 FAX:03-3409-7163 【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) https://www.tokyu-hoken.co.jp/
医療保険 総合医療保険(団体型)		(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階 リテール営業部 リテール営業グループ コンサルティングチーム ☎0120-326-109 FAX:03-3409-7163 【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。 (土日祝・年末年始および5月1日は休業)
3大疾病保険 3大疾病保障保険(団体型)		(関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-4-3 心齋橋東急ビル4階 ☎0120-953-109 FAX:06-6241-0756 【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。 (土日祝・年末年始および5月1日は休業)
がん保険 生きるためのがん保険Days1	アフラック 東京第二法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル TEL:03-3344-1429 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしておりません)	(札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌 一条1-1-8 じょうてつビル3階 ☎0120-769-109 FAX:011-818-1222 【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) https://www.tokyu-hoken.co.jp/
医療保険 EVER Prime		
傷害保険 あんさんぶる	三井住友海上火災保険株式会社 航空運輸産業部営業第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-3088 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしておりません)	

とうきゅうグループ団体保険制度

入社時
が
チャンス!

「フレッシュマンセレクトプラン」について



Q & A

新入社員のみなさまの疑問にイチからお答えします



Q

「フレッシュマンセレクトプラン」とは何ですか？

A

とうきゅうグループの一員となった
新入社員のみなさまのために設計した
とうきゅうグループならではの保険制度です。

Q

若くても保険に入る必要があるのでしょうか？

A

誰もが日常生活で起こりうる様々なリスクに
金銭面で備えるために、社会人として
準備しておくことをおすすめしています。

Q

団体保険は一般的な保険と何が違うのですか？

A

保障(補償)される内容に大きな違いはありません。
とうきゅうグループ社員限定の
お手頃な保険料でご提供しています。

※保険料は団体保険としての割引が適用されています。

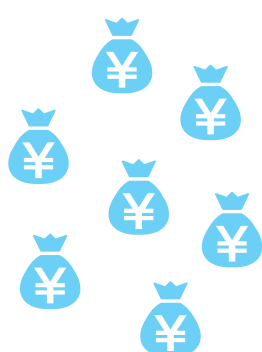
団体保険制度のしくみについて詳しくご説明します ▶

団体保険とは

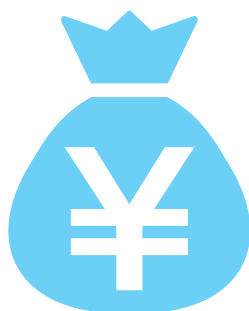
とうきゅうグループの団体保険についてご説明する前に、
まずは「保険」の役割から考えてみましょう。

「保険」の基本的なしくみ

保険は、誰かの「もしも」に備える相互扶助のしくみです。



たくさんの人が、
少しずつお金をだしあって



大きな共有の
準備財産を作り



「もしも」のことがあった
場合に、経済的に助けあう

預貯金との違い

預貯金では、積み立てている途中に「もしも」があったときに
十分な備えができていないかもしれません。



預貯金は少しずつ
増やしていくもの



保険はいつかの「もしも」のために
あらかじめ必要な金額を準備

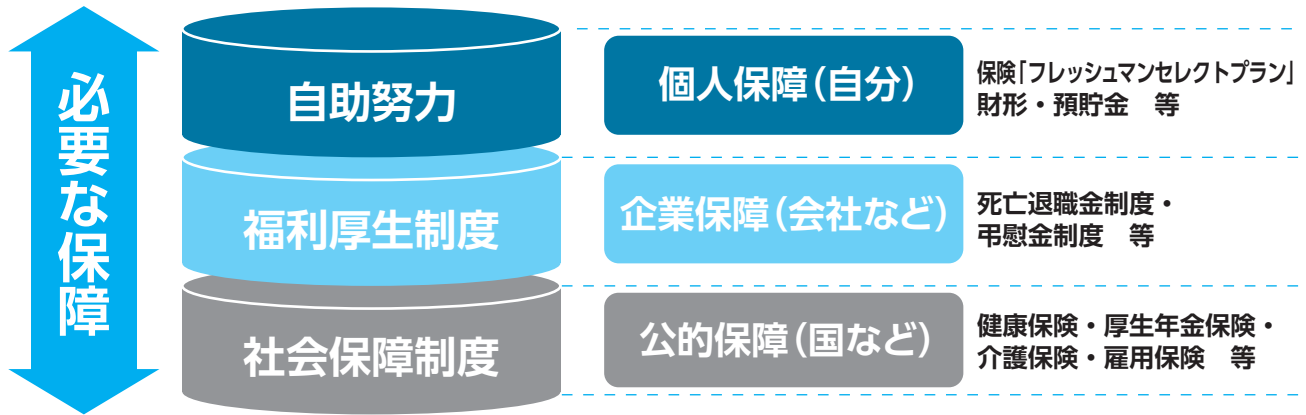
いつ起きるかわからない「もしも」

起きたときのダメージが大きい「もしも」

経済的な不安に備え、安心して生活していくために「保険」があるのです。

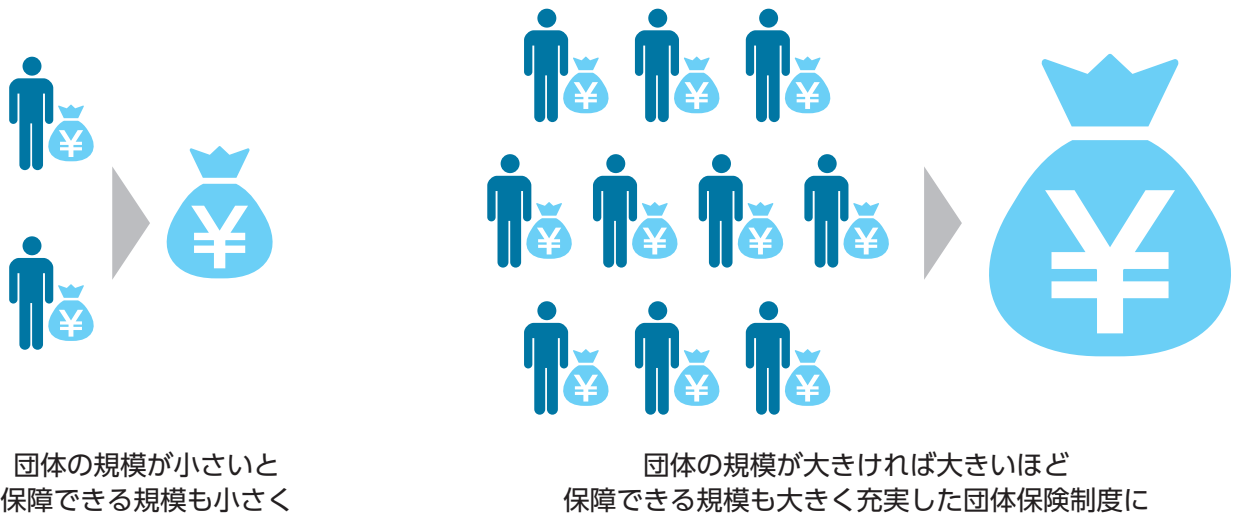
社会保障制度と自助努力

どういう保険、どれくらいの保障額が必要かを考えるときは、国が用意している保険である社会保障制度や、勤務先の福利厚生制度を確認し、不足する部分は個人保障（自分）での準備が必要です。



「とうきゅうグループ団体保険制度」を活用しよう!

とうきゅうグループ団体保険制度とは、「加入しやすい保険料」と「充実した保障（補償）」が特長の東急グループのスケールメリットを活かした制度です。



**「もしも」のときに家族や自分のことを自分で守るために、
とうきゅうグループの団体保険を
有効活用しましょう。**

東急（株）がグループ会社も含めて団体保険制度を整備しています。
団体保険制度は、東急保険コンサルティング（株）が委託を受けて運営しています。

知っていますか!?

ちょっと気になるこんなデータ

死亡



死亡

■ 葬儀費用

全国平均額 **195.7万円**

出典：一般財団法人日本消費者協会 第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書 2017(平成29)年1月

死亡保障のポイント

葬儀費用の平均は約200万円! みなさまの大切な人に大きい負担を負わせないようにしましょう。

P9

医療



医療

■ 直近の入院時の入院日数

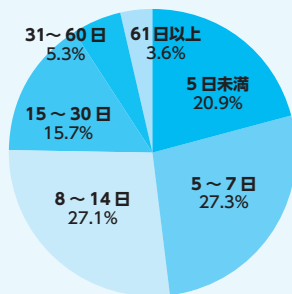
平均 **15.7日**^{*1}

■ 直近の入院時の1日あたりの自己負担費用

平均 **23,300円**^{*1}

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

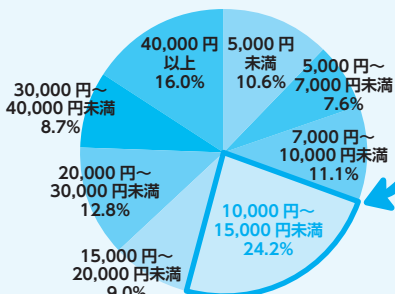
※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人（適用外含む））



入院日数は短期化傾向

(平成28年度の平均は19.1日)^{*2}

※集計ベース：
過去5年間に入院した人



自己負担額には健康保険適用外の「差額ベッド代」や「入院時食事代」も含まれます。最も割合が大きい負担費用額に注目!

出典：(公財)生命保険文化センター
*1「令和元年度 生活保障に関する調査」
*2「平成28年度 生活保障に関する調査」

P15

がん

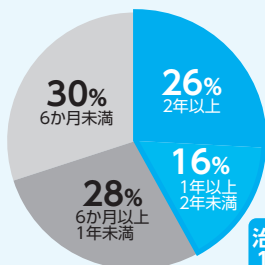


がん

■ がんの治療は長期化傾向

がんの治療は長期化することで治療費の総額が高くなることもあります

● 抗がん剤またはホルモン剤治療を含む治療を受けた場合の治療期間^{*1}

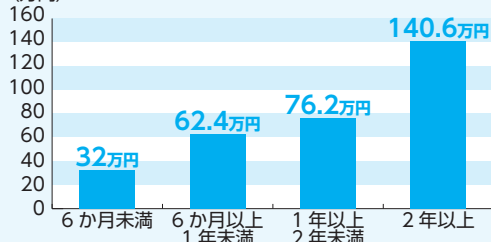


平均 **490日**

※1 回答数=1,439

治療期間が1年以上の割合が**42%**

● 治療期間別の治療費の総額(平均)^{*2}^{*3}(万円)



※2 上記の治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額となっています。

※3 回答数=1,680

がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2019年6月アブラック実施)

がん治療のポイント

- ① 通院での治療が増加傾向にあります
- ② 抗がん剤治療など、**がん特有の治療**がある
- ③ 治療が長引く可能性があるため、治療費が増える一方**収入が減少**することも

がん保障のポイント

- ① 入院・手術だけ保障する**医療保険**では給付が足りないかも
- ② 特に**長期通院・抗がん剤治療**保障が充実した**がん保険**を選ぶ
- ③ 人生で一度でも**がん**になると**以後通常のがん保険**に加入することは**厳しく**なることもあります。

P37

賠償



賠償

■ 高額賠償事例「自転車での加害事故」

約 **9,521万円** (神戸地裁 2013年7月4日判決)

賠償責任保険のポイント

傷害保険に付帯できる日常生活賠償責任オプションなら**3億円**まで補償できます!

P41

フレッシュマンセレクトプランなら

社会人のこれからのリスクに備えられてしかも、

団体保険としての割引が適用されており保険料はお手頃です!

加入例

<基本プラン> ※保険年齢満22歳で加入した場合		保障(補償)額	男性	女性
 生命保険 ※1 団体定期保険	死亡	300万円	204円	138円
 医療保険 ※1 総合医療保険(団体型)	医療	5,000円/日	1,010円	1,010円
 がん保険 ※3 生きるためのがん保険 Days1	がん	5,000円/日	1,385円	1,389円
 傷害保険 ※2 あんさんぶる	ケガ 賠償	おすすめプラン	760円	760円
合計保険料(月払)			3,359円	3,297円



※1 生命保険・医療保険：死亡保険金額(高度障がい保険金額):300万円、入院給付金日額:5,000円/日
上記は確定保険料です、ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。
詳細については、P9、P15「保障額と保険料」をご確認ください。

※2 傷害保険：個人型(1Q)+日常生活賠償責任(A1)の月払保険料です。(保険期間2020.12.1~2021.12.1への中途加入(補償開始は2021.7.1)となります。)

※3 がん保険：生きるためのがん保険Days1 診断保障基本プラン 診断給付金額50万円+がん先進医療特約 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ
特定保険料払込免除特約付き 保険料払込期間：終身(<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><外見ケア特約><がん先進医療特約>は10年更新)
団体取扱い 月払(2021年1月18日現在)
<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><外見ケア特約><がん先進医療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

保険加入のポイント

その① ライフイベントにあった保障(補償)を選ぶこと

被扶養者のいない**独身のとき**にも最低限の死亡保障や、ケガや病気に備え**医療保障を準備**しましょう。

その② 支払保険料が少ないうちに入ること

保険料が変わらない**終身保険**は、一般的に支払保険料が少ない**若いうちに入った方が支払う保険料は少なくなります。**

その③ そして…健康なうちに入ること

保険は**病気になってからでは入れない場合があります。**

ここが
大事!



とうきゅうグループ団体保険制度「フレッシュマンセレクトプラン」とは、「加入しやすい保険料」と「充実した保障(補償)」が特長の東急グループのスケールメリットを活かした制度です。ぜひこの機会にお役立てください。

加入率算出と意向確認のため、
申込書類の全員提出にご協力をお願いいたします!



次のページで必要な保険と一緒にチェック ▶

とうきゅうグループ 団体保険制度 フレッシュ

●基本プラン

保険種目		どんな時に必要?
 生命保険 団体定期保険	死亡保障 死亡または所定の高度障がい状態になられた場合の保障	
 医療保険 総合医療保険(団体型)	医療保障 ケガや病気等による入院・手術等の保障(更新型)	
 がん保険 生きるためのがん保険Days1	がん保障 がん治療を幅広くサポート	
 傷害保険 あんさんぶる	傷害と生活の補償 事故によるケガ・賠償責任等への備え	

●オプション

 医療保険 EVER Prime	医療保障 ケガや病気による入院・手術等の保障(終身型)
 3大疾病保険 3大疾病保障保険(団体型)	3大疾病保障 がん・急性心筋梗塞・脳卒中への備え

●その他にも充実の保険をご用意しています

 拠出型 企業年金保険(Ⅱ) ドリームライフ 積立年金 充実したセカンドライフのために 将来に向けての資金準備	 団体長期障害 所得補償保険 所得補償 働けなくなったときの備え	 自動車保険 自動車を利用する際の 幅広い補償	 火災保険・ 地震保険 建物・家財の 損害への備え
--	---	---	---

マンセレクトプランの概要一覧

フレッシュマン
セレクトプランの
ラインアップと希望する
保険の月額保険料を
確認してみましょう!!



申込みを希望するものに○	申込締切日	保障(補償)開始日	給与控除開始月	月額保険料を記入	
	令和3年 4月16日(金)	令和3年 7月1日(木)	令和3年 6月	月額 円	P9▶
		令和3年 7月1日(木)	令和3年 6月	月額 円	P15▶
		令和3年 9月1日(水)	令和3年 6月	月額 円	P37▶
		令和3年 7月1日(木)	令和3年 6月	月額 円	P41▶
				① 基本プラン合計月額保険料 円	
	令和3年 4月16日(金)	令和3年 6月1日(火)	令和3年 6月	月額 円	P39▶
		令和3年 7月1日(木)	令和3年 6月	月額 円	P21▶
				② オプション合計月額保険料 円	

●あなたの保険料は…

① 基本プラン 合計月額保険料	+	② オプション 合計月額保険料	=	合計月額保険料 円
----------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------



とうきゅうグループ団体保険

生命保険【団体定期保険】

商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎ 死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」(P51~P52)・「注意喚起情報」(P53~P54)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和3年4月16日(金)

● 効力発生日

令和3年7月1日(木)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

「契約概要」(P51~P52)と「注意喚起情報」(P53~P54)には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」(P65~P66)には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管ください。

保障額と保険料

以下はおすすめプランとして、特定の保障額の保険年齢15歳~35歳の保険料を記載しています。

▶ 独身世代の方のおすすめモデルプラン

生命保険(団体定期保険) 死亡保障・高度障がい保障

死亡保険金額(高度障がい保険金額) 300万円

月払保険料
保険年齢
15歳~35歳

男性 204円 女性 138円

病気になってからでは遅いのです。生命保険なら一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できますので、早めに加入しておきましょう。

※ただし、年齢による制限の範囲内となります。

「葬儀費用」だけでもこんなにかかります。

葬儀一式費用	121.4万円
寺院の費用	47.3万円
通夜からの飲食接待費用	30.6万円
葬儀費用の合計	195.7万円

(注) 各項目の金額は各項目の平均額であり、これらの合計と葬儀費用の合計は一致しません。

一般財団法人日本消費者協会

第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書 2017(平成29)年1月

おすすめ

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		200万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
月払保険料	男性	136円	204円	340円	544円	680円	1,020円	1,360円	1,700円
	女性	92円	138円	230円	368円	460円	690円	920円	1,150円
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
月払保険料	男性	2,040円	2,380円	2,720円	3,060円	3,400円	3,740円	4,080円	
	女性	1,380円	1,610円	1,840円	2,070円	2,300円	2,530円	2,760円	

● 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)

● 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時時点の保険年齢でご確認ください。

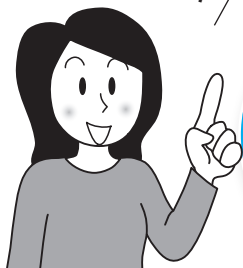
● 上記は本人(保険年齢15歳から35歳)の保障額と保険料のみ表示しております。配偶者・子どもの保障額と保険料および本人(保険年齢36歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))まで照会ください。

● 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

加入しやすい
保険料です!!



会社が自信を持って
新入社員のみなさまに
生命保険を
おすすめします!

独身だから死亡保障は必要ない!?

と思いませんか?

社会人として、自分自身の葬儀費用を確保しておくことも大切です!この機会にぜひ、生命保険を活用ください!!

生命保険【団体定期保険】の特徴

東急グループ社員限定の お手頃な保険料です。

保険料は団体保険としての割引が適用されています。

東急グループの
スケールメリットを活かした
制度です。

ライフイベントの変化にあわせて

保障額は毎年見直しが可能です。

■ご退職後も継続加入できます。

年齢79歳6カ月まで

■医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

※ただし、健康状態等によってはこの限りではありません。

1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合

配当金を受取れます。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

☑ 取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入のお申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

- 《本人》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方
新規加入は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。（昭和26年1月2日生～平成19年1月1日生）
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方
新規加入は、年齢満16歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《子ども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養する子ども（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

- 定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
 - ・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、保障額は1,000万円が上限となります。）
 - ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、保障額は500万円が上限となります。）
 - ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
- ※年齢75歳6カ月超の方で継続加入を希望される場合は、「被保険者の告知書」のご提出が必要です。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。
- ※配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額とします。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
- ※勤務先により、お取り扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

（ご注意）

- ①一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

- 保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合に限り、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

- 今回の追加加入の保険期間は効力発生日～令和3年9月30日までです。
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金いたします。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットP1に記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

税務上のお取扱い

<保険料>

- 主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

＜保険金＞

○死亡保険金

《 本人 》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

○高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。税務の取扱い等については、令和2年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

○1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

○脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和2年度（保険期間：令和1年10月1日～令和2年9月30日）

令和1年度（保険期間：平成30年10月1日～令和1年9月30日）

平成30年度（保険期間：平成29年10月1日～平成30年9月30日）

平成29年度（保険期間：平成28年10月1日～平成29年9月30日）

過去4年間の配当還元率（年間払込保険料に対する配当金の割合です。）

令和2年度	令和1年度	平成30年度	平成29年度
約 50.0%	約 1.5%	約 37.5%	約 59.6%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

●配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

保険金のお支払事由

〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払します。

〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払します。

なお、上記によって高度障がい保険金支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払します。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払します。
- ・戦争その他の変乱。（*2）

（*1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（*2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払します。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（*1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払します。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

○当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

○この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和2年9月29日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

[引受保険会社]

- 日本生命保険相互会社(50.0%)〈事務幹事会社〉
- 第一生命保険株式会社(40.0%) 太陽生命保険株式会社(6.5%)
- 住友生命保険相互会社(2.0%) 明治安田生命保険相互会社(1.5%)

保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる甲慰金の一部としての保険制度を付保しております。

加入対象者	①東急株式会社の社員・試雇(出向者を含みます。) ②東急建設株式会社の従業員(出向者を含みます。) ③株式会社東急モールズデベロップメントの従業員(出向者を含みます。) ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの従業員(出向者を含みます。)
保険金	①②死亡保険金額・高度障がい保険金額 100万円 ③④死亡保険金額・高度障がい保険金額 200万円
保険金受取人	①東急株式会社の死亡甲慰金支給規程に定める受取人 ②東急建設株式会社の私傷病甲慰金および高度障害見舞金内規第6条に定める受取人 ③株式会社東急モールズデベロップメントの慶弔見舞金規程に定める受取人 ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの慶弔見舞金規程に定める受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合や、当制度についての詳細は各社の団体定期保険担当者へ4月16日までにお問合せください。

(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になりません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、会社といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

- 東急株式会社の社員・試雇の方、東急建設株式会社、株式会社東急モールズデベロップメントおよび株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの従業員の方で、当件について同意いただくことができない場合は、各社の団体定期保険担当へ 4月16日までに申し出ください。

☑ ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809 (フリーコール)

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-1913)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

「障がい」の表記

当パンフレット(「生命保険」部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎ ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」(P55～P56)・「注意喚起情報」(P57～P58)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和 3年 4月 16日(金)

● 効力発生日

令和 3年 7月 1日(木)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ 団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

「契約概要」(P55～P56)と「注意喚起情報」(P57～P58)には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」(P65～P66)には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管ください。

保障額と保険料

会社が自信を持って
新入社員のみなさまに
医療保険を
おすすめします!

Aさんの場合
(保険年齢 24歳男性)



▶ 独身世代の方のおすすめモデルプラン

医療保険 [総合医療保険(団体型)]

1泊2日以上継続入院・手術等の保障

入院給付金日額 5,000円

月払保険料

1,010円

月払保険料表

保険年齢	対 象	本 人	
		入院給付金日額 10,000円	5,000円
15歳～19歳	(H13年4月2日生～H18年4月1日生)	1,380円	690円
20歳～24歳	(H 8年4月2日生～H13年4月1日生)	2,020円	1,010円
25歳～29歳	(H 3年4月2日生～H 8年4月1日生)	2,740円	1,370円
30歳～34歳	(S61年4月2日生～H 3年4月1日生)	3,010円	1,505円

● 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)

● 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時時点の保険年齢でご確認ください。

● 上記は本人(保険年齢15歳から34歳)の保障額と保険料のみ表示しております。配偶者・子どもの保障額と保険料および本人(保険年齢35歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))まで照会ください。

● 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

・お問合せ先はP1の「お問合せ先について」にてご確認ください。

この保険の特徴

医療保険を “自分のために” “家族のために” 上手に活用しましょう!

- 公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術等を保障します。

※一部対象外となる手術等があります。

- 例えば以下のような手術の場合でも給付金が受取れます。

()内は手術の原因となる主な症状・疾患名(一例)

麦粒腫切開術
(ものもらい)

鼓膜切開術
(中耳炎)

裂肛根治術
(切れ痔)

鼻腔粘膜焼灼術
(鼻出血)

- 団体保険としての割引が適用された保険料です。

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

- 万一の場合、給付の対象となる手術等かどうかを加入者自身で簡単に確認できます。



公的医療保険制度に連動しているため、給付の対象となる手術等かどうか、医療機関で交付される領収証等によって加入者自身で簡単に確認できます。

領収証イメージ

患者番号		氏名		請求期間(入院の場合)			
		様		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
受診料	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本家	区分
			令和 年 月 日				
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養				
点	点	円	円				
保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他					
	(内訳).....(内訳).....						
				合 計	保 険	保 険 (食・生・活)	保 険 外 負 担
				円	円	円	円
				負 担 額	円	円	円
				領 収 額 合 計			円

東京都○○区○○○病院 領収印

1 入院の有無および入院期間の確認
入院がある場合は入院期間が記載されます。

2 給付金の有無についての確認(*)
「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のご請求の対象となります。

(*) ・ 労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない場合(健康保険の対象外)であっても、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられている場合は、手術給付金のご請求の対象となります。
・ 手術料の記載がなく「入院料等」の欄に算定される一部の手術については、手術給付金のご請求の対象となる場合があります。
・ 一部対象外の手術があります。
(*) ・ 「放射線治療」については、当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」のご提出が必要です。

☑ 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（*）以後に生じることが必要となります。

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

<入院給付金の型について>

●本人または配偶者の場合、特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。

給付の名称	お支払事由の概要		お支払額		お支払限度※1
			入院給付金日額 5,000円	入院給付金日額 10,000円	
入院給付金	基本型 (こども)	ケガや病気等により1泊2日以上 継続して入院をされたとき	5,000円 (入院給付金日額) × 入院日数	10,000円 (入院給付金日額) × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
	特定疾病 倍額型 (本人 または 配偶者)	特定疾病により1泊2日以上継続 して入院をされたとき	10,000円 (入院給付金日額×2) × 入院日数	20,000円 (入院給付金日額×2) × 入院日数	
		ケガや特定疾病以外の病気等 により1泊2日以上継続して入院を されたとき	5,000円 (入院給付金日額) × 入院日数	10,000円 (入院給付金日額) × 入院日数	
入院療養 給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき		25,000円 (入院給付金日額×5)	50,000円 (入院給付金日額×5)	通算30回※3
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		100,000円 (入院給付金日額×20)	200,000円 (入院給付金日額×20)	—
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		25,000円 (入院給付金日額×5)	50,000円 (入院給付金日額×5)	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき		50,000円 (入院給付金日額×10)	100,000円 (入院給付金日額×10)	通算なし (60日の間に1回)

- 特定疾病とは、『悪性新生物(がん)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の生活習慣病等をいいます。
- 対象となる特定疾病の詳細については「ご加入のみなさまへ」(P59～P63)をご確認ください。
- 骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」【給付金をお支払いしない主な場合】、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

☑ 取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入のお申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

- 《本人》公的医療保険制度に加入している役員・従業員（出向者を含みます。）の方で新規加入は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。（昭和26年1月2日生～平成19年1月1日生）
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》役員・従業員（出向者を含みます。）と生計を一にする配偶者の方で新規加入は、年齢満16歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
- 《子ども》役員・従業員（出向者を含みます。）と生計を一にする子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格がある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。

定年退職後の継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（※）で「総合医療保険（団体型）」に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。
（※）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
 - ・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
 - ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
 - ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
※勤務先により、お取扱いきれない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

<ご注意>

- 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人（配偶者が加入している場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

- 保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合に限り、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

- 今回の追加加入の保険期間は効力発生日～令和3年9月30日までです。
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金いたします。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

受取人

- 本人（主たる被保険者）・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和2年度（保険期間：令和1年10月1日～令和2年9月30日）
令和1年度（保険期間：平成30年10月1日～令和1年9月30日）
平成30年度（保険期間：平成29年10月1日～平成30年9月30日）
平成29年度（保険期間：平成28年10月1日～平成29年9月30日）

過去4年間の配当還元率（年間払込保険料に対する配当金の割合です。）

令和2年度	令和1年度	平成30年度	平成29年度
約23.8%	約24.7%	約19.4%	約20.5%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

- 配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎりです。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合

※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。

②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下「加入日(*)」については同じ内容を表しています。

○お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

○複数回の入院をされた場合、入院給付金の型に応じて、以下のようにお取扱いいたします。

<基本型の場合>

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

<特定疾病倍額型の場合>

①特定疾病を直接の原因とする入院の場合

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

②不慮の事故による傷害または特定疾病以外の疾病等を直接の原因とする入院の場合

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

※なお、①②の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

・ 特定疾病を直接の原因として入院された場合、入院1日につき入院給付金日額を2倍にして計算した金額とします。

【入院療養給付金】

○お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎります。

○すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

○お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

○お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合

※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。

(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

○同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

○お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合

※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。

(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

○同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

○お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

○お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。

○お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。

○すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

（ご注意）

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」（P59～P63）をご覧ください。

税務上のお取扱い

＜保険料＞

- この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。
- ※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
- ※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

＜給付金＞

- 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和2年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、会社といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

☑ ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

＜団体お問合せ先＞

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809（フリーコール）

＜日本生命お問合せ先＞

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号（900-95124）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

「障がい」の表記

当パンフレット（「医療保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

- 東急株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

**意向確認書**

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◎ **3大疾病 [がん・急性心筋梗塞・脳卒中] に備える一時金の保障**
- ◎ **死亡保障**

当パンフレット(「契約概要」(P23~P26)・「注意喚起情報」(P27~P28)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和 **3年4月16日** (金)

● 効力発生日

令和 **3年7月1日** (木)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

当パンフレットには東急株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」(P23~P26)・「注意喚起情報」(P27~P28)等の重要事項が含まれております。

「正しく告知いただくために」(P67~P68)とあわせてお申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレットを、お読みいただいた後も大切に保管ください。

保障額と保険料

対象	コース	死亡保険金 ・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	月払保険料			
					満年齢			
					15歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳
本人	A	500万円	50万円	男性	H12.10.2生 ~H17.10.1生	H7.10.2生 ~H12.10.1生	H2.10.2生 ~H7.10.1生	S60.10.2生 ~H2.10.1生
				女性	970	1,150	1,225	1,415
	B	400万円	40万円	男性	776	920	980	1,132
				女性	708	784	968	1,316
	C	300万円	30万円	男性	582	690	735	849
				女性	531	588	726	987
	D	200万円	20万円	男性	388	460	490	566
				女性	354	392	484	658
	E	100万円	10万円	男性	194	230	245	283
				女性	177	196	242	329

○保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)

○上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時点の満年齢でご確認ください。

○上記は本人(満年齢15歳から34歳)の保障額と保険料のみを表示しております。配偶者・子どもの保障額と月払保険料および本人(満年齢35歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))まで照会ください。

○当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。

※「満年齢」とは、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。

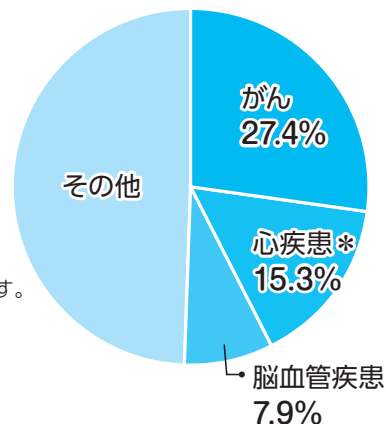
・お問合せ先はP1の「お問合せ先について」にてご確認ください。

☑ この保険の特徴

- ◆3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
- ◆死亡保障

☑ 死亡の原因

がん・心疾患*・脳血管疾患で
死因の約半数を占めており、
とりわけがんは死因の約3割です。



*高血圧性を除く。

厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計(確定数)の概況」から計算

当データの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

☑ がん部位別5年生存率の状況

がんの“5年生存率(その後の5年間で生存する割合)”は、診断から5年後に生存している方(5年サバイバー)でみると、診断時よりも高くなる傾向にあります。

15～99歳男女の部位別サバイバー5年相対生存率(2002-2006年追跡例) (単位：%)

性別	部位	0年サバイバー(診断時)	5年サバイバー
男性	胃	63.3	96.8
	結腸	70.9	97.2
	直腸	65.5	92.7
	肝臓	25.3	38.0
	肺	22.8	79.4
	前立腺	87.4	89.2
	その他		
女性	胃	60.3	96.5
	結腸	65.3	96.1
	直腸	66.9	94.4
	肝臓	23.6	38.4
	肺	37.0	84.2
	乳房	87.6	90.5
	子宮頸部	69.3	95.4
	その他		

※サバイバー…
診断から一定年数後生存している方をいいます。

※5年サバイバーの5年生存率…
診断から5年後に生存している方に限って算出した、その後の5年間(診断からは合計10年後)の生存者の割合です。

出典: Long-term survival and conditional survival of cancer patients in Japan using population-based cancer registry data. Ito Y, Miyashiro I, Ito H, Hosono S, Chihara D, Nakata-Yamada K, Nakayama M, Matsuzaka M, Hattori M, Sugiyama H, Oze I, Tanaka R, Nomura E, Nishino Y, Matsuda T, Ioka A, Tsukuma H, Nakayama T; the J-CANSIS Research Group. Cancer Science 2014; 105: 1480-6

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については

- 「契約概要」の「主な保障内容」(P24)
- 「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P27)
- 「制度の詳細とその他取扱い」(P29～P35)

を必ずご確認ください。

ご契約の概要について (契約概要)

3大疾病保障保険 (団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

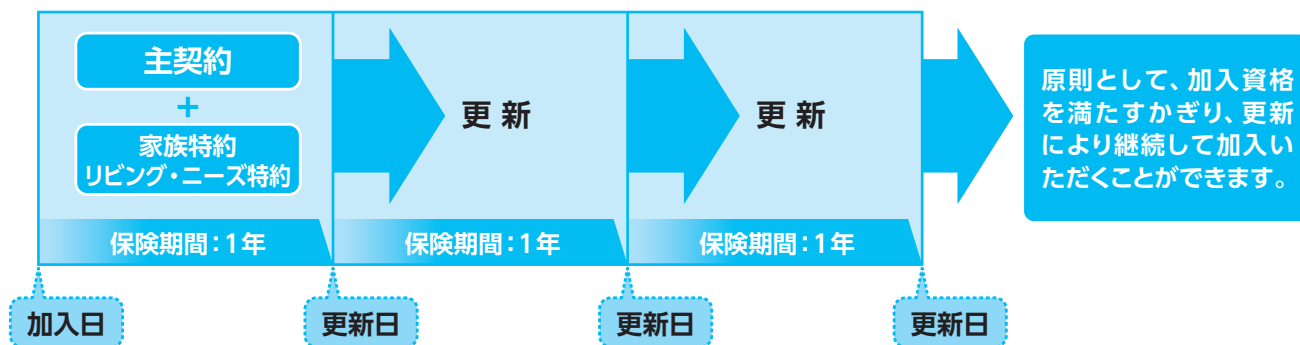
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

☑ この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図 (イメージ)



☑ 保険期間

保険期間	効力発生日 ~ 令和3年9月30日まで	更新日	毎年10月1日 (保険期間1年で更新)
------	---------------------	-----	---------------------

☑ **主な保障内容**

主契約および家族特約

●被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		お支払額
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内新生物 診断保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき (加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)		保険金額 の10%
死亡保険金	死亡されたとき		保険金額

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。

※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。

※がんの診断確定とは、がん罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。

※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。

※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

※上皮内新生物診断保険金は1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記 について	「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。
	「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。
	「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。

リビング・ニーズ特約

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ 特約の 特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、 保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。

※保険金のご請求額をご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

参照 保障内容に関する詳細や制限事項については **「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P27)「制度の詳細とその他取扱い」(P29~P35)** を必ずご確認ください。

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

傷害保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

☑ 取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入のお申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

- 《本人》 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方
新規加入は、年齢満15歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満79歳以下の方。
- 《配偶者》 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方
新規加入は、年齢満16歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満79歳以下の方。
- 《子ども》 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養する子ども（*）で年齢満15歳以上満22歳以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、3大疾病保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。
- （*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
- ・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。
 - ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。
 - ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満22歳まで継続加入することができます。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
※勤務先により、お取り扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

<ご注意>

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡された場合または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。
- ⑦被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

定年退職以外の退職後のお取扱い

- 保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合に限り、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をおわせてご確認ください。

配当金

○この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

○この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

○当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニース特約付3大疾病保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。

[引受保険会社] 日本生命保険相互会社

受取人

- 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニース特約の特約保険金の受取人について：
被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。
被保険者がこどもの場合、本人です。
- 死亡保険金の受取人について：
被保険者が本人の場合、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
被保険者が配偶者・こどもの場合、本人です。

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求を行うことができます。
- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・ 引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・ その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> (カ)同居または生計を一にしている人 (キ)財産管理を行っている人 (ク)死亡保険金受取人 (コ)上記(カ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3大疾病保険金 ・ 上皮内新生物診断保険金 ・ リビング・ニース特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニース特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定があったものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。なお、こどもは指定代理請求人を指定できません。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人を請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P35をご確認ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。なお、保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

（*）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

○この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

○告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

○後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

参照

告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、令和3年7月1日（加入日（*））から保険契約上の責任を負います。
- 次回の更新日は10月1日とし、以降は保険期間1年で更新します。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

○この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

○次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

- 次のいずれかによる場合
 - ・加入日（*）前または加入日（*）からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
 - ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（*）前に生じているとき
- 次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

参照

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日
 - ②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日
 - ③子どもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日
- 脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金いたします。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度内容の変更

- 東急株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、東急株式会社経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があるとと思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに東急株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

〈ニッセイホームページ〉 <https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくは「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P35をご確認ください。

さらに詳しい内容について



(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。


☑ 保険金のお支払事由

●主契約および家族特約

<p>3大疾病保険金</p>	<p>○被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき</p> <p>①被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。) ※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。</p> <p>②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき</p> <p>③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき</p> <p>○この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> ご注意</p> <p>○3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。</p> <p>○3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。</p> </div>
<p>上皮内新生物診断保険金</p>	<p>○被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき</p> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> ご注意</p> <p>○上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。</p> <p>○上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。</p> </div>
<p>死亡保険金</p>	<p>○被保険者が保険期間中に死亡されたとき</p>

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニース特約

<p>リビング・ニース 特約の 特約保険金</p>	<p>○被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>ご 注 意</p> </div> <p>○リビング・ニース特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニース特約の特約保険金は支払いません。この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。</p> <p>○余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。</p> <p>○死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。</p> <p>○特約保険金は同一の被保険者について1回限りのお支払いとなります。</p>
-----------------------------------	---

別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43 ~ C44)のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 . . . 悪性、原発部位
／6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5 病院または診療所

〔病院または診療所〕とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術
②開胸術
③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術

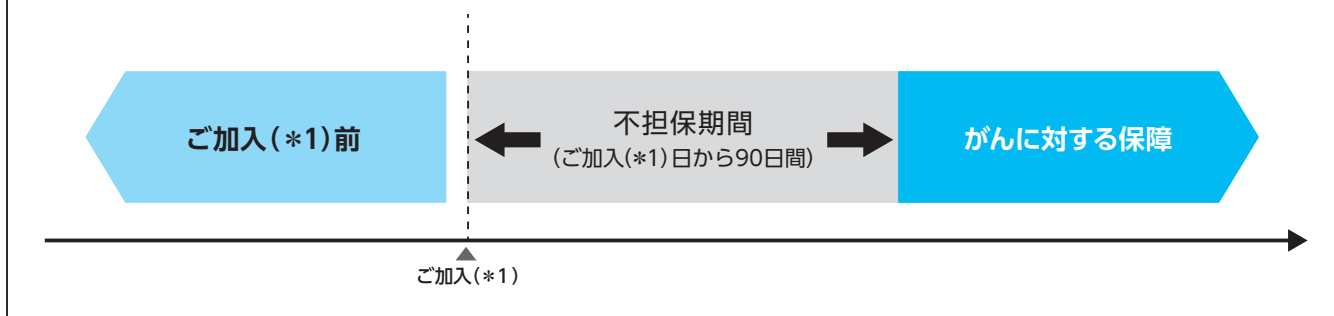
☑ 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

がんについて保険金をお支払いしない場合

- がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

がんに対する保障のイメージ

- がんに対する保障については、ご加入（*1）日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。（急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入（*1）日から保障を開始します。）



● がん（悪性新生物）と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入（*1）前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。この場合、ご加入（*1）日以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません（*2）。ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん（上皮内新生物等）、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

● がん（上皮内新生物等）と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入（*1）前にがん（上皮内新生物等）と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。この場合、ご加入（*1）日以後に新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません（*3）。ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

（*1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（*2）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。

（*3）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

3 大疾病保険金

- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入（*1）日以後に生じた場合に限りです。（原因となる疾病がご加入（*1）前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる疾病がご加入（*1）前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

死亡保険金

- 引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- ・ 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- ・ 保険契約者の故意。
- ・ 死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・ 戦争その他の変乱。（*4）

（*4）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

リビング・ニーズ特約の特約保険金

○引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・ 保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・ 戦争その他の変乱。（*5）

（*5）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

すべての保険金

○次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

- （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

☑ 税務上のお取り扱い

<保険料>

- 主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当3大疾病保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- 死亡保険金
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・子ども》 本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
- 税務の取扱い等について、令和2年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、会社といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人・指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、受取人および代理人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

☑ ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先>
東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809 (フリーコール)
- <日本生命お問合せ先>
日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925
※お問合せの際には、記号証券番号(939-9)をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]
- <指定紛争解決機関>
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記

当パンフレット（「3大疾病保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

MEMO

生命保険

医療保険（更新型）

3大疾病保険

がん保険

医療保険（終身型）

傷害保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧



がん

生きるためのがん保険Days1

「がん」に備えるなら

●ご希望のプランをお選びいただけます！●

生きるための
がん保険
Days1

がん治療を幅広くカバー！
がんと向き合う人に寄り添い
サポートします！

フレッシュマンのための
おすすめプラン

▲上皮内新生物は保障の対象外となります。

診断保障 充実プラン

診断給付金額100万円

診断保障 基本プラン

診断給付金額50万円

保険
期間

項目	診断保障 充実プラン 診断給付金額100万円		診断保障 基本プラン 診断給付金額50万円		保険 期間
	がん	上皮内 新生物	がん	上皮内 新生物	
診断	一時金として がん 100万円	上皮内 新生物 10万円	一時金として がん 50万円	上皮内 新生物 5万円	終身
入院	1日につき 10,000円		1日につき 5,000円		
通院	1日につき 10,000円		1日につき 5,000円		
三大治療	手術治療	1回につき 20万円	1回につき 10万円		10年更新
	放射線治療	1回につき 20万円	1回につき 10万円		
	抗がん剤・ ホルモン剤 治療 ▲	治療を受けた月ごと 10万円 (乳がん・前立腺がんの 給付倍率2倍) (ホルモン剤治療のとき 給付倍率1倍) 更新後の保険期間を含め通算600万円まで	治療を受けた月ごと 5万円 (乳がん・前立腺がんの 給付倍率1倍) (ホルモン剤治療のとき 給付倍率1倍) 更新後の保険期間を含め通算300万円まで		
特定保険料 払込免除特約 ▲	所定の免除事由に該当した場合 以後のDays1および特約の保険料は いただきません(保障は継続します)		所定の免除事由に該当した場合 以後のDays1および特約の保険料は いただきません(保障は継続します)		
外見ケア 特約 ▲	外見ケア 給付金	①顔・頭部の手術 1回につき 20万円 ②手足の切断術 1回につき 10万円	①顔・頭部の手術 1回につき 20万円 ②手足の切断術 1回につき 10万円		10年更新
	緩和療養 特約 ▲	緩和療養 給付金	特約給付金額 5万円 治療を受けた月ごと 5万円	特約給付金額 5万円 治療を受けた月ごと 5万円	終身
女性がん 特約 ▲	女性特定 ケア給付金	1回につき 20万円	1回につき 20万円		10年更新
	乳房再建 給付金	1回につき 50万円	1回につき 50万円		

*「生きるためのがん保険Days1」に「女性がん特約」を付加すると「レディースコース」になります。

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

がん先進 医療特約 ▲	がん先進医療給付金	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額	10年更新
	がん先進医療一時金	1年間に1回を限度	1回につき	15万円	
診断給付金※ 複数回支払特約	複数回診断給付金	がん・上皮内新生物 それぞれ2年に1回を限度 回数無制限	特約給付金額50万円の場合 1回につき	がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	終身

※がん・上皮内新生物の診断後、2年経過後に所定の条件に該当したとき

・お問合せ先はP1の「お問合せ先について」にてご確認ください。

月払保険料

【団体取扱】(単位:円)

〈生きるためのがん保険Days1〉 定額タイプ 解約戻金なしタイプ (特定保険料払込免除特約)付
 保険料払込期間:終身
 (〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉〈外見ケア特約〉〈女性がん特約〉〈がん先進医療特約〉は10年更新)

男性	生きるためのがん保険Days1								ご希望に応じて特約をプラス!	
	診断保障 充実プラン 診断給付金額 100万円	左記保険料に含まれます			診断保障 基本プラン 診断給付金額 50万円	左記保険料に含まれます			がん先進 医療特約	診断給付金 複数回支払特約 特約給付金額 50万円
契約日の 満年齢		抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約	外見ケア 特約	緩和療養 特約 特約給付金額 5万円		抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約	外見ケア 特約	緩和療養 特約 特約給付金額 5万円		
18歳	2,233	120	17	76	1,163	60	17	76	93	230
19歳	2,306	120	18	78	1,201	60	18	78	93	240
20歳	2,378	130	18	80	1,238	65	18	80	93	250
21歳	2,430	130	18	82	1,265	65	18	82	93	250
22歳	2,482	130	18	84	1,292	65	18	84	93	260
23歳	2,597	140	19	88	1,352	70	19	88	93	270
24歳	2,659	140	19	90	1,384	70	19	90	93	280
25歳	2,741	140	19	92	1,426	70	19	92	93	290
26歳	2,836	150	20	96	1,476	75	20	96	93	300
27歳	2,898	150	20	98	1,508	75	20	98	93	310

女性	生きるためのがん保険Days1								ご希望に応じて特約をプラス!		
	診断保障 充実プラン 診断給付金額 100万円	左記保険料に含まれます			診断保障 基本プラン 診断給付金額 50万円	左記保険料に含まれます			女性がん 特約*	がん先進 医療特約	診断給付金 複数回支払特約 特約給付金額 50万円
契約日の 満年齢		抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約	外見ケア 特約	緩和療養 特約 特約給付金額 5万円		抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約	外見ケア 特約	緩和療養 特約 特約給付金額 5万円			
18歳	2,247	160	19	58	1,162	80	19	58	61	93	230
19歳	2,289	170	19	60	1,184	85	19	60	61	93	240
20歳	2,362	190	20	62	1,222	95	20	62	61	93	240
21歳	2,424	200	20	64	1,254	100	20	64	61	93	250
22歳	2,506	210	20	66	1,296	105	20	66	61	93	260
23歳	2,579	230	21	68	1,334	115	21	68	61	93	270
24歳	2,682	250	22	70	1,387	125	22	70	61	93	280
25歳	2,785	280	23	72	1,440	140	23	72	61	93	280
26歳	2,889	300	25	74	1,494	150	25	74	62	93	290
27歳	2,992	330	26	76	1,547	165	26	76	62	93	300

*「生きるためのがん保険Days1」に「女性がん特約」を付加すると「レディースコース」になります。

- がん保険は保障の開始まで待ち期間(保障されない期間)があります。
- 保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- 〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉〈外見ケア特約〉〈女性がん特約〉〈がん先進医療特約〉には更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢、保険料率によって決まります。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する女性がん特約および女性特定手術特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- 保険料の払方タイプは定額タイプ以外に払済タイプ(60歳払済)もお選びいただけます。払済タイプ(60歳払済)の保険料については、募集代理店へお問い合わせください。

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。(記載している保険料・保障内容などは2021年1月18日現在のものです。)

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

傷害保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧



医療保険 EVER Prime

医療保険 レディース EVER Prime

医療

「病気・ケガ」に備えるなら

●入院・通院給付金日額をお選びいただけます！●

NEW/ 医療保険

EVER Prime

NEW/ 女性のための医療保険

EVER Prime

保障が充実。 なのにムダがない 医療保険 新登場！

※ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えていただけます。詳しくは「契約概要」等をご確認ください。

		入院・通院給付金日額 10,000円		入院・通院給付金日額 5,000円		健康祝金		保険 期間
						なし プラン	あり プラン	
医療保険 レディースEVER Prime (女性専用)	入院	10日以内の場合 一律 10日分	10万円	10日以内の場合 一律 10日分	5万円	●	●	終身
		11日以上の場合 1日につき	10,000円	11日以上の場合 1日につき	5,000円	●	●	
	手術	外来手術 外来手術増額特別を付加した場合 1回につき	10万円	外来手術 外来手術増額特別を付加した場合 1回につき	5万円	●	●	
		入院手術 1回につき	10万円	入院手術 1回につき	5万円	●	●	
		特定手術 (※1) 1回につき	40万円	1回につき	20万円	●	●	
	放射線治療	1回につき	10万円	1回につき	5万円	●	●	
	通院	1日につき	10,000円	1日につき	5,000円	●	●	
	健康祝金(※2)	3年ごとに	5万円	3年ごとに	2.5万円	—	●	
	女性疾病 入院特約 (※3)	1日につき	5,000円	1日につき	5,000円	●	●	
	女性特定 手術特約 (※3)	1回につき	20万円	1回につき	20万円	●	●	
1回につき		50万円	1回につき	50万円	●	●		

※疾病・災害入院給付金、三大疾病無制限入院給付金および疾病・災害通院給付金の日額は、ご希望により、記載以外の金額を設定することも可能です。

プラス さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

三大疾病保険料 払込免除特約	保険料払込免除	三大疾病(※4)で所定の状態になった場合 以後の保険料のお払込みは不要です (保障は継続します)			
総合先進 医療特約	先進医療給付金	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額	10年更新
三大疾病 一時金特約	三大疾病一時金	1年に1回限り 回数無制限	特約給付金額 50万円の場合 1回につき	50万円	終身
入院一時金 特約	入院一時金		特約給付金額 5万円の場合 1回の入院につき	5万円	終身
三大疾病 無制限入院特約	三大疾病 無制限入院給付金	三大疾病(※4)で疾病・災害入院給付金の 支払限度日数を超える入院をしたとき	1日につき	疾病・災害 入院給付金日額と同額	終身
特定生活習慣病 保障特約	特定生活習慣病 保障給付金		特約給付金額 50万円の場合 第1回 50万円 第2回以降 第5回まで 25万円		終身

月払保険料
【団体取扱】(単位:円)

(医療保険 EVER Prime) 定額タイプ 入院給付金支払限度:60日型 (三大疾病保険料払込免除特約)なし
外来手術増額特約付き 保険料払込期間:終身
(総合先進医療特約)(女性特定手術特約)は10年更新
※通院給付金日額を入院給付金日額と同額で設定しています

男性

契約日の 満年齢	医療保険 EVER Prime			
	入院・通院給付金日額 10,000円		入院・通院給付金日額 5,000円	
	健康祝金 なしプラン	健康祝金 ありプラン	健康祝金 なしプラン	健康祝金 ありプラン
18歳	3,020	4,280	1,510	2,140
19歳	3,080	4,330	1,540	2,165
20歳	3,160	4,410	1,580	2,205
21歳	3,200	4,450	1,600	2,225
22歳	3,270	4,520	1,635	2,260
23歳	3,350	4,600	1,675	2,300
24歳	3,420	4,670	1,710	2,335
25歳	3,520	4,760	1,760	2,380
26歳	3,600	4,840	1,800	2,420
27歳	3,680	4,920	1,840	2,460

ご希望に応じて特約をプラス!

総合先進 医療特約	三大疾病 一時金特約 特約給付金額 50万円	入院一時金 特約 特約給付金額 5万円	三大疾病 無制限入院特約 10,000円 5,000円		特定 生活習慣病 保障特約 特約給付金額 50万円
97	935	420	190	95	240
97	965	425	200	100	245
97	995	435	200	100	255
97	1,025	440	200	100	260
97	1,060	450	210	105	270
97	1,090	455	210	105	280
97	1,120	465	220	110	285
97	1,160	475	230	115	295
97	1,195	485	230	115	305
97	1,240	495	240	120	310

女性

契約日の 満年齢	医療保険 EVER Prime			
	入院・通院給付金日額 10,000円		入院・通院給付金日額 5,000円	
	健康祝金 なしプラン	健康祝金 ありプラン	健康祝金 なしプラン	健康祝金 ありプラン
18歳	3,370	4,620	1,685	2,310
19歳	3,450	4,690	1,725	2,345
20歳	3,510	4,750	1,755	2,375
21歳	3,610	4,850	1,805	2,425
22歳	3,690	4,920	1,845	2,460
23歳	3,760	4,990	1,880	2,495
24歳	3,840	5,070	1,920	2,535
25歳	3,920	5,140	1,960	2,570
26歳	4,000	5,220	2,000	2,610
27歳	4,060	5,290	2,030	2,645

レディース
EVER Prime

女性 疾病入院 特約 (*3)	女性 特定手術 特約 (*3)	総合先進 医療特約	三大疾病 一時金 特約 特約給付金額 50万円	入院 一時金 特約 特約給付金額 5万円	三大疾病 無制限入院 特約 10,000円 5,000円		特定生活 習慣病 保障特約 特約給付金額 50万円
280	108	97	740	490	240	120	125
290	114	97	760	500	250	125	130
300	120	97	785	510	250	125	135
305	128	97	805	515	260	130	135
310	137	97	830	525	270	135	140
315	146	97	855	530	280	140	145
320	156	97	880	540	290	145	145
325	167	97	905	550	300	150	150
330	178	97	925	555	310	155	155
335	188	97	955	560	320	160	160

(※1) 特定手術とは、がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術などを指します。(※2) 90歳となる年単位の契約当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。(※3) 本冊子で案内する「医療保険 レディース EVER Prime」は、「女性特定手術特約」が付加されているプランとなります。(「医療保険 レディース EVER Prime」は、「医療保険 EVER Prime」に「女性疾病入院特約」(女性疾病入院給付金)が付加されたものです。)(※4) 三大疾病とは、がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患を指します。

- 医療保険の一部の特約については、保障の開始まで待ち期間(保障されない期間)があります。
- 健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が増加する場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。
- 契約年齢・ご職業などによっては、ご希望の入院給付金日額でお引き受けできない場合があります。
- (三大疾病保険料払込免除特約)付きの保険料につきましてはお問い合わせください。
- 保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- (総合先進医療特約)(女性特定手術特約)には更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢、保険料率によって決まります。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する女性がん特約および女性特定手術特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- 保険料の払方タイプは定額タイプ以外に払済タイプ(60歳払済)も選べいただけます。払済タイプ(60歳払済)の保険料については、募集代理店へお問い合わせください。

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。(記載している保険料・保障内容などは2021年1月18日現在のものです。)



ケガ



賠償

傷害保険〈あんさんぶる〉

(団体総合生活補償保険(標準型))

団体契約の
割引※により

最大約**43%**割引

～日常生活の万が一のケガに備えましょう～

☑ **たとえばこんなとき、「あんさんぶる」がお役に立ちます。**

基本補償

ケガ

地震によるケガ



テニス中に転倒して骨折



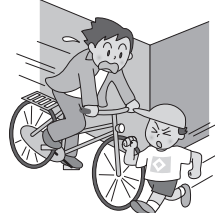
ケガのため通院



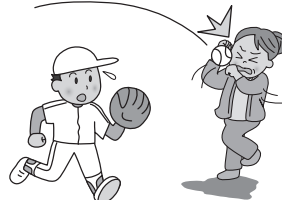
示談交渉
サービス付
(国内のみ)

身のまわり
オプション

自転車で他人に
ぶつかりケガをさせた



キャッチボール中に
相手にケガをさせた



過ってお店の商品を
壊した



**日常生活
賠償責任**

(オプションのみの
ご加入はできません。)

割引率※ 最大約43%

(※団体割引30%、大口契約割引10%(傷害のみ)、過去の損害率による割引10%)
なお団体割引、大口契約割引については、前年度ご加入いただいた被保険者の
人数に従って割引率が適用されます。

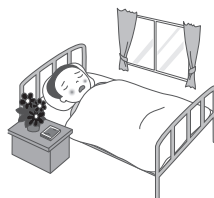
☑ **主な補償内容と保険料**

おすすめプラン(天災あり)	基本補償(個人型)(1Q)				オプション(A1)	月払 保険料
	保険金額				保険金額	
	傷害死亡・ 後遺障害	傷害入院 支払限度日数 180日	傷害手術	傷害通院 支払限度日数 90日	日常生活 賠償責任	
	140万円 ケガのみ補償	1日につき 3,000円 ケガのみ補償	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の 5倍 ケガのみ補償	1日につき 2,000円 ケガのみ補償	3億円限度 (免責なし)	760円

ご存知ですか？

**たとえば、近年話題となっている自転車事故によるリスクにも
備えられます。**

ご本人やご家族が自転車に乗っている時、
万一歩行者にケガをさせてしまい法律上
の賠償責任を負ったら…あんさんぶる
では、身のまわりオプションの『日常生活
賠償』をセットできるので賠償事故にも対
応できます。



〈自転車での加害事故例〉



小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と
衝突。被害者は寝たきりの状態となった。

高額賠償判例
約9,521万円

神戸地裁 2013年7月4日判決

・お問合せ先はP1の「お問合せ先について」にてご確認ください。

申込締切日

令和3年4月16日(金)

中途加入補償期間

- 令和3年7月1日午前0時から令和3年12月1日午後4時まで。
申込締切以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問い合わせください。

保険期間

- 令和2年12月1日午後4時から令和3年12月1日午後4時までの1年間への中途加入の取扱いとなります。
申込締切以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問い合わせください。

第1回給与引去開始月

- 令和3年6月

申込人となる方

- 東急株式会社およびそのグループ会社に勤務される役員・従業員に限ります。(以下、東急グループ各社と記載します。)

被保険者(補償の対象者)本人^(※)

- (被保険者の範囲を記載ください。)
- (※) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

申込方法

配布しました『東急グループ団体傷害保険「あんさんぶる」加入申込票』に、ご記入のうえ、ご提出ください。

〈自動継続の取扱いについて〉

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

- 新規申込みの方➡加入申込票の基本補償型、必要事項を記入のうえ、ご勤務先の福利厚生窓口または代理店・扱者へ提出ください。

☑【あんさんぶる】引受ガイドライン

あんさんぶるでは、独自の引受ガイドラインを設定しており、引受ガイドラインに抵触した場合は、翌年度以降引受ができない等加入条件の制限をさせていただく場合がございます。

なお、引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、東急株式会社およびそのグループ会社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合、など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受できません。また、保険金請求の内容によっては、総合的な判断によりお引受できない場合がありますので、予めご了承ください。
B	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合、など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、総合的な判断により現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

① 保険金をお支払いする場合に該当したときは、30日以内に代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院」に対してお支払いいたします。

③ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛（ギックリ腰を含む）につきましては、原則として他覚的所見が確認できる場合のみ保険金をお支払いいたします。

【注1】「他覚的所見が確認できる場合」とは、レントゲン・脳波・筋電図等の検査結果あるいは医師が客観的に把握できる理学的検査所見に異常があるものをいいます。

【注2】他覚的所見がある場合は検査結果を診断書に具体的に明記していただくよう医師にご依頼ください。（医師に他覚的所見の有無をご確認の上、診断書等の必要書類をご提出ください。）

☑ ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合

☑ 保険金のお支払等について

※印を付した用語については、P46の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

●基本補償（団体総合生活補償保険（標準型））

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ● P45の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	① 入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りま。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

身のまわりのオプション

●日常生活賠償特約 (団体総合生活補償保険(標準型)/日常生活賠償責任)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> </div> <p>(※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額]+ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金]- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額- [免責金額[*](0円)]</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。

補償対象外となる運動等

<p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p style="text-align: right;">その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>

【※印の用語のご説明《50音順》】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)2)
(*)1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)2) ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、
ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「病院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償内容の留意事項

- 誤解しやすい傷害事故
傷害保険の補償対象となる事故は、急激かつ偶然、外来の三要件が必要となります。次の事例は偶然性・急激性および外来性の要件がないため傷害保険の対象とはなりませんので、ご了承ください。
○テニス肘 ○ヘルニア ○靴ずれ ○日焼け ○日射病 など
- 傷害通院時の保険金についてのご注意
・柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
・1日の内で違うケガにより2か所以上の病院(診療科)へ通院した場合でも通院保険金日額は重複してはお支払いしません。
・病気とケガの関係について
病気により、ケガの回復が遅れた時は、病気がなければ治ったであろう日数を医師に認定してもらい傷害保険金を支払います。(たとえば、骨の折れやすくなる病気の骨粗鬆症等)

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）① 「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービス〉

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

〈示談交渉を行うことができない主な場合〉

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入にあたってのご注意

- この保険は東急株式会社が発行する団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われなくなることがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●〈引受保険会社〉

【傷害保険（団体総合生活補償保険（標準型））】

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。

それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。

三井住友海上火災保険（株）（幹事会社） 58%

東京海上日動火災保険（株） 19%

損害保険ジャパン（株） 13%

あいおいニッセイ同和損害保険（株） 10%

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

- ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社がP71に記載の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

重要事項のご説明

- **生命保険**【団体定期保険】
- **医療保険**【総合医療保険(団体型)】
- **3大疾病保険**【3大疾病保障保険(団体型)】
- **傷害保険**【あんさんぶる】

生命保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

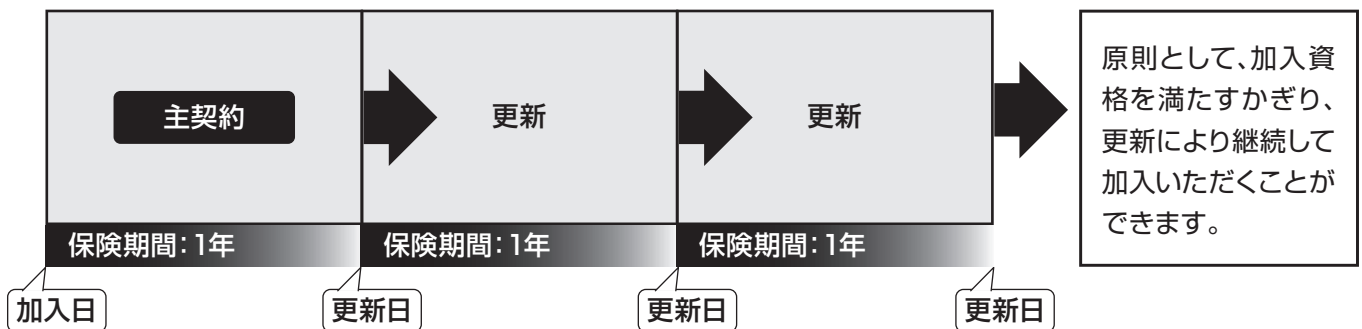
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が一部の会社に付保されています。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。
 ※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
 死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

【契約者】東急株式会社
【事務幹事会社】日本生命保険相互会社
日本-団-2020-707-11978-M(R2.12.16) 団A簡一年JP

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】 東急株式会社

【事務幹事会社】 日本生命保険相互会社

K2017-104 日本-団基-29-26 (2017.6.12) 団注①簡

日本-団-2020-707-11978-M (R2.12.16)

医療保険 ご契約の概要について【契約概要】

総合医療保険(団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

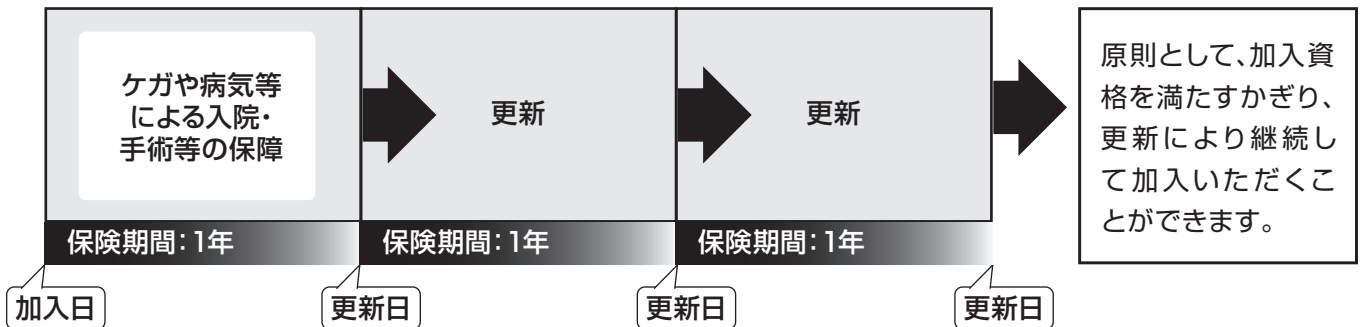
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容と保障額

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由		お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	基本型	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 ×入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
	特定疾病 倍額型	特定疾病により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×2 ×入院日数	
		ケガや特定疾病以外の病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 ×入院日数	
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき		入院給付金日額×5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額×20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額×5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき		入院給付金日額×10	通算なし (60日の間に1回)

- ・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
- ・<入院給付金の型について>本人または配偶者の場合、特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。
- ・特定疾病とは、『がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の7種類の生活習慣病等をいいます。
- ・対象となる特定疾病の詳細については「ご加入のみなさまへ」をご確認ください。
- ・骨髓幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかざります。
- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
 (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- 保障内容・保障額に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記(※1~※4)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

保険料

- 毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

【契約者】東急株式会社

【引受保険会社】日本生命保険相互会社

日本-医-2020-707-11979-M(R2.12.16) 総医④特定療簡

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
(1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・被保険者の薬物依存によるとき
・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
(2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
(3) 告知義務違反による解除(注)の場合
(4) 詐欺による取消(注)の場合
(5) 不法取得目的による無効(注)の場合
(6) 保険契約が失効(注)した場合
(7) 重大事由による解除(注)の場合

(注) 解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。
- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】 東急株式会社

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

K2017-278 日本-医基-29-10 (2018.3.27) 総医注①簡

日本-医-2020-707-11979-M (R2.12.16)

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約(総合医療保険(団体型))を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について
保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

なお、入院給付金の型は、次のいずれかになります。

- ①本人または配偶者の場合、特定疾病倍額型
- ②こどもの場合は一律基本型

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	基本型	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき 入院給付金日額 × 入院日数	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の入院についての限度日数は加入勸奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
	特定疾病倍額型	特定疾病(別表1)により1泊2日以上継続して入院をされたとき 入院給付金日額 × 2 × 入院日数 ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき 入院給付金日額 × 入院日数	
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額 × 10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

- *1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- *2 公的医療保険制度(別表2)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表7)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り、ます。
- *3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1) 次のすべての条件を満たす入院をしたとき

- ① その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表3に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日以前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- ② 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

- ③ 1泊2日以上継続した入院であること
- ④ 別表4に定める病院または診療所における入院であること

(2) 次のすべての条件を満たす入院をしたとき

- ① 骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)

- ②1泊2日以上継続した入院であること
- ③別表4に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

(1) 2回以上入院をされた場合

・入院給付金について

①入院給付金の型が「基本型」の場合

それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

②入院給付金の型が「特定疾病倍額型」の場合

(ア) 特定疾病(別表1)を直接の原因とする場合

入院給付金の支払事由に該当する入院(下記(2)が適用された入院を含みます。)を2回以上したときは、原因の如何を問わず、それらの入院については1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

(イ) 特定疾病以外の傷病または骨髄幹細胞の採取術を直接の原因とする場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、それぞれの入院の原因の如何を問わず、それらの入院については1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

※なお、(ア)(イ)の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

・入院療養給付金について

すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)

(2) 入院中に他のお支払事由が生じた場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病(骨髄幹細胞の採取術を含みます。以下、この項目では「傷病等」といいます。)が生じていたとき、またはその入院中にその入院の直接の原因である傷病等とは異なる傷病等が生じたとき、次のとおり取り扱います。

・特定疾病倍額型の場合

生じているそれらの傷病等に特定疾病(別表1)が含まれている場合で、その特定疾病について入院による必要となる治療を受けたときには、その入院については、その入院開始のときから特定疾病を直接の原因として継続して入院していたものとみなします。

(3) 入院中に入院給付金日額の減額があった場合

入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(4) 入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払します。

(1) 次のすべての条件を満たす手術をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表3)を含みます。)を直接の原因とした手術であること

(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること

病院または診療所とは、別表4に該当するものをいいます。

(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。

③次の(a)(b)いずれかの手術であること

(a) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表5)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表6)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。

- (i) 創傷処理
- (ii) 皮膚切開術
- (iii) デブリードマン
- (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- (v) 外耳道異物除去術
- (vi) 鼻内異物摘出術
- (vii) 抜歯手術

(b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。

- (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- (ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているものなほ、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(2) 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき

①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること

②別表4に定める病院または診療所において、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

(1) 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)

お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払します。

この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払します。

(2) 一連の手術を受けた場合

お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払します。

(3) 入院中に保険期間が満了した場合

保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払します。

(1) その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること

(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- (2) 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表4に該当するものをいいます。
- (3) 次のいずれかの放射線治療であること
- ① 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
 - ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4) すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。

- (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - ・ 保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・ その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・ その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・ その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
 - (注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
 - (注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
 - (2) 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
 - ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - (3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - (4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (5) 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
 - (7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき

- ③ 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
 - (8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
- ・ 地震、噴火または津波によるとき
 - ・ 戦争その他の変乱によるとき

Ⅳ. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
 - ・ 当社所定の『給付金請求書』
 - ・ 国内の病院または診療所の場合
 - 一 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収書のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1) 入院給付金をご請求いただく場合
 - ・ 入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・ すでに**退院している**こと。
 - ・ 病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- (2) 手術給付金をご請求いただく場合
 - ・ 受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・ 病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

< 以下の場合には当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。 >

- ・ 先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・ 労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・ 不慮の事故を原因とする場合
 - 一 事故状況報告書
 - 一 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみの請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・ 海外の病院または診療所の場合
 - 一 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書 ※診断書の和訳文も添付願います。
 - 一 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

<ご注意>

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者（以下、団体といいます。）および団体所属の事業所等（加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 対象となる特定疾病

1.対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	
上皮内新生物	D00～D09	
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
高血圧性疾患 大動脈瘤等	高血圧性疾患 大動脈瘤および解離	I10～I15 I71
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69
腎疾患	糸球体疾患	N00～N08
	腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	腎不全	N17～N19
肝疾患	ウイルス肝炎	B15～B19
	肝疾患	K70～K77

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3・・・悪性、原発部位
/6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	010～016
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	020～029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
分娩の合併症	060～075
分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	081～084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

生命保険【団体定期保険】・医療保険【総合医療保険(団体型)】

☑ ご加入の生命保険をご活用いただくために

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保障内容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。転院前のA病院での入院期間(2日以上)についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険(団体型)では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

放射線治療を受けた。

総合医療保険(団体型)では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

正しく告知いただくために

団体定期保険・医療保険(※)セット

(※) 医療保険の対象商品：総合医療保険（団体型）・新医療保障保険（団体型）・医療保障保険（団体型）

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6. 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

【団体定期保険】

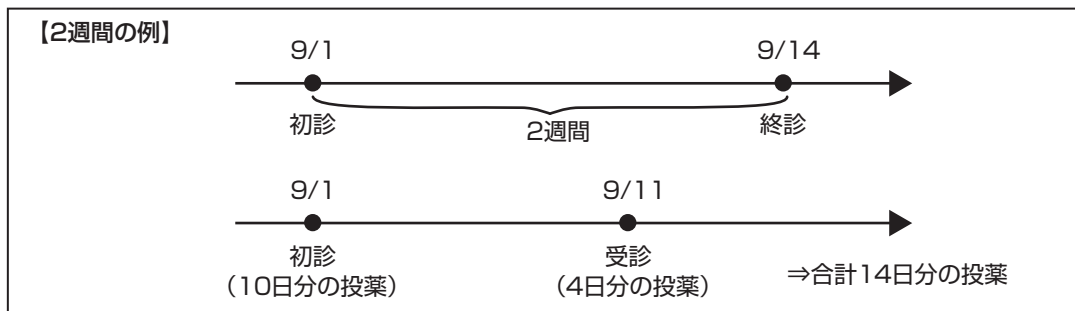
1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

【医療保険】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことはありますか。

<補足説明>

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間(※)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(※)以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(※)以上の場合や、合計2週間(※)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(※)以上」となります。
※医療保険の場合は、7日間となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・ 妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

正しく告知いただくために

3大疾病保障保険 (団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知とします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合(責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。)には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
- こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保障金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴(病名、治療期間等)、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。

(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

- 主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。

※質問事項1項で「はい」に該当される方は、ご加入いただけません。

- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。

- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

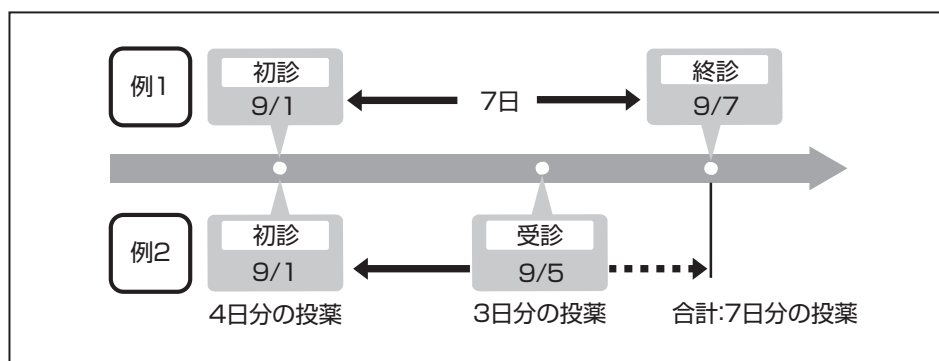
◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
3. 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

補足説明

*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

*2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者 (補償の対象者) が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人 (*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 (*1) (b) 本人 (*1) の配偶者 (c) 同居の親族 (本人 (*1) またはその配偶者と同居の、本人 (*1) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子 (本人 (*1) またはその配偶者と別居の、本人 (*1) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

- (*1) 加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は P 44~46 のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合 (支払事由) と保険金のお支払額 P 44~46 をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) P 44~46 をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P 44~46 をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等 (ご加入後にご連絡いただく事項)」〈ご契約の引受範囲〉〈ご契約の引受範囲外〉をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット記載の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者 (補償の対象者) の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P 42 をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退 (解約) に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は東急株式会社が発行する団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

〈ご契約の引受範囲〉
下記以外の職業
〈ご契約の引受範囲外〉
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償

保険、普通傷害保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

傷害保険 (あんさんぶる) (団体総合生活補償保険 (標準型))

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外となったときは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(補償が重複する可能性のある主な特約)

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 (標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P42記載の方法により払込みください。P42記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) 等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P44～46をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、P42記載の方法により払込みください。P42記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきます。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効 (または終了) したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきます。

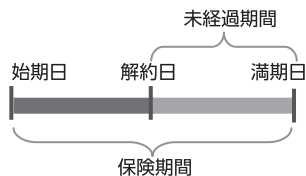
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退 (解約) される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退 (解約) 日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。
- ・始期日から脱退 (解約) 日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P47～P48をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社 (海外にあるものを含む) が、この保険契

約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報 (要配慮個人情報を含む) の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等 (いずれも海外にあるものを含む) に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等 (海外にあるものを含む) に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) または引受保険会社のホームページをご覧ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 東急保険コンサルティング株式会社
(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14

渋谷地下鉄ビル4階

☎ 0120-326-109 FAX: 03-3409-7163

(関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3

心斎橋東急ビル4階

☎ 0120-953-109 FAX: 06-6241-0756

(札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8

じょうてつビル3階

☎ 0120-769-109 FAX: 011-818-1222

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。

(土日祝・年末年始および5/1は休業)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277 (無料)

電話受付時間: 平日 9:00～19:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

この保険商品に関するお問い合わせは

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)】 0570-022-808

・受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

各社ごとの申込書記入要領

- **生命保険**【団体定期保険】
- **医療保険**【総合医療保険(団体型)】
- **3大疾病保険**【3大疾病保障保険(団体型)】
 - 「申込書兼告知書」 記入要領
- **がん保険**【生きるためのがん保険Days1】
- **医療保険**【EVER P r i m e】
 - 意向確認書・契約申込書・告知書 記入例
- **傷害保険**【あんさんぶる】
 - 加入申込票記入例

各社ごとの申込書記入要領

生命保険
【団体定期保険】

医療保険
【総合医療保険(団体型)】

3大疾病保険
【3大疾病保障保険(団体型)】

「申込書兼告知書」記入要領

- ご加入のお申込みをされる方は、「申込書兼告知書」を勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。
- 重要書類につき、文字が消せるペンは使用しないでください。

注 ご記入の内容を訂正される場合は**二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもので、まめ印不可)**を押印のうえ、**正当内容をご記入ください。**

お問合せ先
東急保険コンサルティング(株) リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム
TEL:0120-953-809(フリーコール)
【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

<https://www.tokyu-hoken.co.jp/> 🔍

とうきゅうグループ団体定期保険(生命保険) 3大疾病保障保険(団体型)
総合医療保険(団体型)

日本生命保険相互会社 行 **申込書兼告知書** 1ニッセイ用 No. 000003

東急株式会社

裏面をご確認のうえ、以下に記入ください。

会社コード	所属コード	社員番号	申込日(告知日)	申込締切日	効力発生日
記入不要	00001235	00001235	令和3年04月06日	令和3年4月6日	令和3年7月1日

被保険者氏名(カタカナで記入ください) 性別 生年月日 (告知)印

本人 00 トウキョウ ゴロウ 男性 101007

死亡保険金受取人 氏名(カタカナで記入ください) 続柄コード人数

トウキョウ タロウ 3 1

3大疾病保障保険 死亡保険金受取人 氏名(カタカナで記入ください) 続柄コード人数

トウキョウ タロウ 3 1

指定代理 請求人 氏名(カタカナで記入ください) 続柄コード人数

トウキョウ タロウ 1 3

死亡保険金の受取人を指定する欄です。必ず記入してください。
※続柄コードは右ページか「申込書兼告知書」の裏面を参照ください。

本人の代わりに保険金を請求できる人を指定する欄です。
※詳細はP26の「指定代理請求人によるご請求」を参照ください。

生命保険【団体定期保険】
3大疾病保障保険【3大疾病保障保険(団体型)】
医療保険【総合医療保険(団体型)】

「申込書兼告知書」左面 全員記入

右面もご確認ください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

会社コード 26	所属コード 31	社員番号 0000012345
記入不要		
告知欄 団体定期保険	告知欄 3大疾病保障保険	告知欄 総合医療保険
<p>新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。</p> <p>*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。</p> <p>⑧ ①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「はい」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)】</p>	<p>新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。</p> <p>*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。なお、<質問事項>1項に該当する申込者は加入いたしません。</p> <p>⑫ ①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「はい」となります。 ②質問事項2~4項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)】</p>	<p>新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。</p> <p>*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。</p> <p>⑭ ①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「はい」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)】</p>
トウキョウ ゴロウ	トウキョウ ゴロウ	トウキョウ ゴロウ

本人(主たる被保険者)が新規加入の申込みをされる方の告知をとりまとめるうえ、1または2に○印をご記入ください。
 [1に○印] 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「はい」となる場合
 [2に○印]* 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合

*【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」を商品ごとにご提出ください。保険会社にて新規加入の可否を判断します。なお、「被保険者の告知書」は東急保険コンサルティング(株)リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームにお申し出ください。

確認項目

全員記入

- 余白部分に勤務先の会社名をご記入ください。
- 社員番号を10桁(右詰め)でご記入ください。
10桁に満たない場合は、前に「0」をご記入ください。
【例】社員番号が「12345」の場合、「0000012345」と記入
- 申込日(告知日)はこの「申込書兼告知書」を記入(告知)された日をご記入ください。
お申込み期間：令和3年4月1日～4月16日
- 氏名(カタカナ)、性別、生年月日(和暦)を記入ください。
※配偶者・子どもも申込みされる場合 ※ 枠内にご記入ください。
加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。
- 申込みされる場合：申込印(認印可、本人のみフルネーム印可)を押印ください。
申込みされない場合：×印をご記入ください(本人のみ)。

生命保険

- 申込みされる保険金額をP9から選択のうえ、ご記入ください。
- 死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
【死亡保険金受取人：続柄コード】
配偶者：1 子ども：2 父母：3 祖父母：4 兄弟姉妹：5 法定相続人：6 その他：9
- 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、1または2に○印をご記入ください。

3大疾病保障

- 申込みされる保険金額をP21から選択のうえ、ご記入ください。
- 死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
【死亡保険金受取人：続柄コード】
配偶者：1 子ども：2 父母：3 祖父母：4 兄弟姉妹：5 法定相続人：6 その他：9
- 指定代理請求人を指定される方は氏名(カタカナ)・続柄コードをご記入ください。
【指定代理請求人：続柄コード】
配偶者：1 子ども：2 父母：3 祖父母：4 兄弟姉妹：5 その他：9
指定代理請求人を指定されない方は「指定しない」に○印をご記入ください。
- 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、1または2に○印をご記入ください。

医療保険

- 申込みされる入院給付金日額をP15から選択のうえ、ご記入ください。
- 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、1または2に○印をご記入ください。

各社ごとの申込書記入要領 **がん保険【生きるためのがん保険Days1】** **医療保険【EVER Prime】**

意向確認書・契約申込書・告知書 記入例

<がん保険【生きるためのがん保険Days1】に申込みの場合>

56 **Affac** 生きるためのがん保険Days1 医療保険 EVER Prime 意向確認書・契約申込書・告知書

2 高島 申込対応 東急太郎 (ワズライティング)

000000 TNBR 000 今日ご案内の保険商品 1 [申込み、申込みない] 全員でご提出ください。
「意向確認書・契約申込書・告知書記入例」(告知書のご記入に際して)をご確認のうえ、ご記入ください。
アフラク生命保険株式会社 宛

この意向確認書・契約申込書・告知書で、最大2契約の意向確認・申込・告知が可能です。
(ご記入場所について)
①「生きるためのがん保険Days1」をお申込の場合は②欄に、「ご契約③人とご希望の医療保険EVER」をお申込の場合は④欄に必要事項をご記入ください。
②契約お申込の場合③欄④欄にご記入ください。①欄または②欄のどちらか一方のみにご記入ください。
③④の記載のない項目は、⑤⑥の2つの契約の共通事項となります。
⑤⑥欄にお申込の場合で、⑤⑥いずれかの項目に記入もれ等や間違いがあった際には、⑤⑥ともにお申込を受けできない場合があります。

意向確認書 お申込の保険商品が保険契約者ご本人様のご意向に合致しているかどうかをご確認ください。
保険契約者に確認のうえ、募集人が補記・訂正させていただくことがあります。また、保険契約者から本保険商品で満たされたい意向や特に強いご要望などがあった場合は、募集人が特記事項欄に記入します。
保険契約者のご意向が含まれる保険の⑦を〇で囲んでください。
募集人が記入している場合はその内容をご確認ください。

ご希望の意向	ご確認欄	保険商品	特約(以下の特約をご希望の場合は、あわせてご確認ください)
がんの保障	ご希望の場合 ⑧〇	生きるためのがん保険Days1	特定保険料払込免除特約 外見ケア特約 緩和療養特約 がん先進医療特約 がん先進医療特約 がん先進医療特約
病気のケアの保障 (がんや重大病の保障も含む)	ご希望の場合 ⑨〇	医療保険 EVER Prime	女性特約 女性特定入院特約 女性特定手術特約 女性特定入院特約 女性特定手術特約 女性特定入院特約 女性特定手術特約

II 保険契約者にご確認いただきたい事項 保険契約者ご本人様か質問⑩から⑫までの「ご確認欄」の「はい/いいえ/どちらか一方」のいずれかを〇で囲んでください。
質問項目について、「いいえ」にご記入がある場合は、ご契約について再度確認・説明いたします。

質問項目	ご確認欄
1 当初お伝えした内容とご希望内容が一致しているかどうかご説明を受けましたか。	はい() いいえ()
2 保険内容はご案内の内容と異なる点があります。	はい() いいえ()
3 解約は、戻金・記出金について、「契約概要」(注意喚起情報)にてご説明を受けましたか。	はい() いいえ()
4 ご案内した保険商品は総合的に判断して、ご意向に沿った内容となっていますか。	はい() いいえ()
5 「ご契約③のみ」を希望される場合は「ご契約④のみ」のお申込について、「ご契約④のみ」を希望される場合は「ご契約③のお申込」について、「ご契約③とご契約④」両方を希望される場合は両方のお申込について、ご確認・ご回答いただきましたか。	はい() いいえ()

上記⑩⑪⑫をご確認・承認いただいた場合は、下記「保険契約者・被保険者欄」にご署名のうえ、お申込みください。

訂正する際は、本保険商品では満たされたい意向や特に強い要望を付し、1週間以内は「訂正欄」に記入してください。訂正欄の記入は「訂正欄」の記入欄に記入してください。

記入欄 告知欄 年月日 告知欄

契約申込書・告知書 裏面の「保険契約者・被保険者様の誓約・同意事項」に誓約・同意のうえお申込みください。

1 保険契約者・被保険者ご本人様にご記入ください。
下記事項を確認・同意のうえお申込みください。
・今日申込の保険商品は意向を満たしており、また満たしていない部分については説明を受け、内容について確認・承認しました。
・重要事項(重要事項および特約の解約払戻金の有無・低解約払戻金割合を含む)について記載した「契約概要」(注意喚起情報)を受領し、内容を理解しました。
・本国納税義務者ではありません。
・ご契約の目的は「Webお申し込み」を認めます。

現在お申し込みの住所は、**東京都 渋谷区 渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4F**

TEL 090 (0000) 0000

東急太郎 (株) 東急太郎 (株) 東急太郎 (株)

東急太郎 (株) 東急太郎 (株) 東急太郎 (株)

告知書 告知事項(告知事項)の内容とおりです。はい() いいえ()

- 1 加入しない場合は「申込みない」に〇をし、お名前・勤務先会社名のみを記入し、ご提出ください。
- 2 訂正する場合は、二重線で消し、フルネーム署名
- 3 番地・建物名(マンション・アパート名)のフリガナも忘れずにご記入ください。
- 4 勤務先の会社名をご記入ください。
- 5 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

傷害保険 (あんさんぶる)

2021年度 とうきゅうグループ新入社員募集

団体傷害保険(あんさんぶる)加入申込票

1

1. 連絡先をご記入ください。当社の利用目的は、「申込書のご提出に関するご案内」＜本募集における個人情報の取り扱いについて＞をご覧ください

会社名	① ○○○株式会社	社員番	② 1 2 3 4 5 6
フリガナ	セイ) ミヨウジ	メイ) ナマエ	性別
お名前	③ 姓) 苗字	名) 名前	生年月日
フリガナ	トウキョウトシバクシバヤ1-16-14-4F		④ 昭和 11年 4月 1日
ご住所	③ 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14-4F	団体との関係	1 本人
日中のご連絡先	⑤ ご自宅	勤務先	携帯
メールアドレス	⑥ ○ × △ □	@	○ × □ △

〈代理店使用欄〉

会社コード		所属コード	
-------	--	-------	--

2

2. 団体傷害保険(あんさんぶる)加入申込票

保険期間: 令和3年7月1日午後4時から令和3年12月1日午後4時まで
引受保険会社(幹事): 三井住友海上火災保険株式会社
保険名称: 団体総合生活補償保険(標準型)

提出締切日
令和3年4月16日(金)
人事担当者さまにご提出ください。

① おすすめプランを **申込みます** **申込みません** (いずれかに○をつけてください。)

「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申込みます。

② 加入申込日: **令和3年 4月 4日** 下記以外のプランをご希望の場合はお問合せください。

おすすめプラン	基本補償(個人型)(セット名:1Q、口数:1口)				月払保険料
	保険金額				
	傷害死亡・後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院	
140万円	1日につき 3,000円	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の 5倍	1日につき 2,000円	日常生活賠償責任 (セット名:A1) 国内外補償 3億円限度	760円
ケガのみ補償	ケガのみ補償	ケガのみ補償	ケガのみ補償	(免責なし)	

3

③ 他の保険契約、保険金請求歴がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。

「あり」の場合、「あり」に○印のうえ、必ず「合計保険金額」欄にご記入ください。 (ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。)					
※他の保険契約等			保険金請求歴		
同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、GKケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。)がありますか?			過去3年以内にケガで保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか?		
○あり			○あり		
会社名			三井住友海上など保険会社名		
合計保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	回数	合計金額
○ ○ ○ 万円	○ ○ ○ ○ 円	○ ○ ○ ○ 円	○ ○ ○ ○ 円	○ 回	○ ○ ○ ○ 円

(ご注意) 上記では記入欄が不足する場合には、代理店・扱者または保険会社にお申し出ください。
※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

◆お問合せ先◆ 代理店・扱者

東急保険コンサルティング株式会社

URL: <https://www.tokyu-hoken.co.jp/>

(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階

(関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3 心斎橋東急ビル4階

☎0120-326-109 [FAX]03-3409-7163

☎0120-953-109 [FAX]06-6241-0756

[営業時間] 弊社ホームページをご確認ください。(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

[営業時間] 弊社ホームページをご確認ください。(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

(札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8 じょうてつビル3階

☎0120-769-109 [FAX]011-818-1222

[営業時間] 弊社ホームページをご確認ください。(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

確認項目

1

- ① 会社名をご記入ください
- ② 社員番号をご記入ください
- ③ それぞれの欄に氏名、郵便番号、ご住所、フリガナをご記入ください
- ④ 年号に○、年月日を記入し、性別に○をしてください
- ⑤ 可能な限り携帯番号をご記入ください
- ⑥ 任意ですので、ご自由にご記入ください

2

- ① いずれかに○をつけてください
- ② 「申込みます」の場合のみ、加入申込日をご記入ください

「申込みます」の方のみ、下記③にお進みください

3

★今回申し込む傷害保険とは別に傷害保険に加入されている方
⇒太枠内をご記入ください

○傷害保険に加入していない方
⇒太枠内は未記入のままご提出ください

とうきゅうグループ 団体保険制度会社別加入一覧

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	傷害保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
ア (株)赤坂エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
イ (株)イーウェル	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)石勝エクステリア	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)石勝グリーンメンテナンス	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)伊豆今井浜東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)伊豆観光ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)伊豆急ケーブルネットワーク	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
伊豆急行(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
(株)伊豆急コミュニティー	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
伊豆急東海タクシー(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)伊豆急ハウジング	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
(株)伊豆急物産	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
伊豆急ホールディングス(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
イツ・コミュニケーションズ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)イメージスタジオ・イチマルキュウ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)インターナショナルレストランサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)インフィールド	○	○	○	★	○	○	○	○	○
ウ 上田交通(株)	○	○	○	○ ₃	○	×	○	×	×
上田電鉄(株)	○	○	○	☆	○	×	○	×	×
(株)上田東急REIホテル	○	○	○	☆	○	×	○	×	×
オ (株)大阪東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
カ (株)学生情報センター	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)鹿児島東急REIホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)金沢東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)関西東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)関東東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
キ (株)京都東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
ク (株)熊本東急レクリエーション	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)グランドオークゴルフクラブ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
ケ (株)ケーブルテレビ品川	×	×	×	×	○	○	○	○	○
コ (学)五島育英会	○	○	○	×	○	×	×	×	×
Connected Design(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
コミュニティワン(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	傷害保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
サ (株)ザ・キャピトルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)札幌東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
札幌東急リフォーム(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
シ (株)SHIBUYA109エンタテイメント	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
渋谷地下街(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)下田東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
下田ロープウェイ(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)じょうてつ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)じょうてつケアサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)湘南コミュニティー	○	○	○	★	○	○	○	○	○
ス (株)スリーハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
セ 世紀東急工業(株)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
(株)セルリアンタワー東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)セントラルフーズ	×	×	×	×	○	○	○	○	○
タ 第一ビルサービス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)高松東急REIホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
テ (株)ティーアール・サービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)ティーアール・フーズ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
THハウジング(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
TFトータルサービス(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)TCフォーラム	○	○	○	★	○	○	○	○	○
ト 東急(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東建産業(株)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
東光サービス(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東光食品(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)東光フローラ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)富山エクセルホテル東急	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急イ (株)東急イーライフデザイン	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急ウ (株)東急ウィル	○	○	○	☆	×	×	×	×	×
東急ウェルネス(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急エ (株)東急エージェンシー	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急エージェンシービジネスサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)東急エージェンシープロミックス	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急カ 東急カード(株)	×	×	×	×	○	○	○	○	○
東急キ (株)東急技術センター	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)東急キッズベースキャンプ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急軌道工業(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急ク 東急グリーンシステム(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急グルメフロント	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○

○=加入可能

★=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合加入が可能

☆=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合加入が可能

×=加入不可

※拠出型企業年金保険(Ⅱ):ドリームライフに加入可能の○の横の数字は払込満了日の種別を表しています。

詳細は東急保険コンサルティング株式会社までお問い合わせください。

チェックオフ明細システム

「チェックオフなび」のご案内

「チェックオフなび」とは…東急保険コンサルティング(株)にて給与控除された保険料等の内訳を、インターネット上で確認することができるサービスです。過去13ヶ月分の検索が可能です。

注目!!

2020年7月8日より、
パソコン・タブレット・スマートフォンから
ご登録いただくことで
簡単にアクセスできます。

ログインは、こちらより

<https://www.tokyu-hoken.co.jp/>



スマートフォンに対応いたしました!

会社概要



採用情報



弊社HPトップ画面

東急グループ社員様向け
Web明細システム
チェックオフなび

ユーザー名

パスワード

ログイン

- ① 初めてご利用の方はこちら
- ② パスワードを忘れた場合
- ③ チェックオフなびとは?

東急グループ社員様向け
Web明細システム
チェックオフなび

ユーザー名

パスワード

ログイン

- ① 初めてご利用の方はこちら
- ② パスワードを忘れた場合
- ③ チェックオフなびとは?

ご利用開始までの流れ

1

- (1)「チェックオフなび」の「初めてご利用の方はこちら」をクリックしてください。
- (2)仮ID、グループ会社コード、社員コードを入力しログインしてください。
 - ★仮IDは「グループ会社コード5桁」+「社員コード12桁」の「17桁」
 - ★会社コードは「グループ会社コード一覧表(五十音順)」参照
 - ★社員コードが12桁未満の場合、先頭に0(ゼロ)を付けてください。
例)会社コード「10000」、社員コード「123456789」の場合→「10000000123456789」
- (3)初回ログインした後、メールアドレスの登録を行ってください。
- (4)登録いただいたメールアドレスに届く確認メールに記載のURLより本登録を行ってください。

2

- (5)「チェックオフなび」の「ユーザー名」に、ご登録いただいたメールアドレスを入力してください。
- (6)「パスワード」に、ご登録いただいたパスワードを入力し、ログインしてください。

お問い合わせ先

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム
【フリーコール】0120-953-809
【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

☑ グループ会社コード一覧表 (五十音順)

	グループ会社名	グループ会社コード
ア	㈱赤坂エクセルホテル東急	26007
イ	㈱イーウェル	50024
	㈱石勝エクステリア	27001
	㈱石勝グリーンメンテナンス	28021
	㈱伊豆今井浜東急ホテル	19038
	㈱伊豆観光ホテル	21302
	㈱伊豆急ケーブルネットワーク	50009
	伊豆急行㈱	21101
	㈱伊豆急コミュニティ	28018
	伊豆急東海タクシー㈱	21201
	㈱伊豆急ハウジング	24902
	㈱伊豆急物産	21301
	伊豆急ホールディングス㈱	21100
	イツ・コミュニケーションズ㈱	27093
	㈱イメージスタジオ・イチマルキュウ	27089
㈱インターナショナルレストランサービス	20006	
㈱インフィールド	20308	
ウ	上田交通㈱	27033
	上田電鉄㈱	50060
	㈱上田東急REIホテル	50054
オ	大阪エクセルホテル東急	19047
	㈱大阪東急ホテル	27019
	大阪東急REIホテル	19015
カ	㈱学生情報センター	20105
	㈱鹿児島東急REIホテル	19037
	㈱金沢東急ホテル	27070
	川崎キングスカイフロント東急REIホテル	19045
キ	吉祥寺東急REIホテル	19027
	㈱京都東急ホテル	27046
ク	㈱熊本東急レクリエーション	21905
	㈱グランドオークゴルフクラブ	28056
コ	神戸三宮東急REIホテル	19036
	神戸元町東急REIホテル	19051
	(学) 五島育英会	22801
	Connected Design㈱	27097
	コミュニティワン㈱	20305
サ	㈱ザ・キャピトルホテル東急	27068
	札幌エクセルホテル東急	19042
	札幌東急リフォーム㈱	28088
	札幌東急REIホテル	19018
シ	㈱SHIBUYA109エンタテイメント	50072
	渋谷エクセルホテル東急	19043
	渋谷ストリームエクセルホテル東急	19046
	渋谷地下街㈱	27045
	渋谷東急REIホテル	19016
	㈱下田東急ホテル	26009
	下田ロープウェイ㈱	50008
	㈱じょうてつ	28080
	㈱じょうてつケアサービス	28089
	㈱湘南コミュニティ	28032
	新大阪江坂東急REIホテル	19029
	㈱スリーハンドレッドクラブ	27030
	セ	世紀東急工業㈱
㈱セルリアンタワー東急ホテル		28078
㈱セントラルフーズ		50035
タ	第一ビルサービス㈱	20304
	㈱高松東急REIホテル	19022
テ	㈱ティーアール・サービス	21903
	㈱ティーアール・フーズ	21906
	THハウジング㈱	27052
	TFトータルサービス㈱	23305
	㈱TCフォーラム	27087
ト	東急㈱	10000
	東京西南私鉄連合健康保険組合	22201
	東京虎ノ門東急REIホテル	19008
	東建産業㈱	27050
	東光サービス㈱	50043
	東光食品㈱	50038
	㈱東光フローラ	50042
	㈱富山エクセルホテル東急	19040
東急イ	㈱東急イーライフデザイン	20303
東急ウ	東急ウィル	17000
	東急ウェルネス㈱	28086
東急エ	㈱東急エージェンシー	20501
	㈱東急エージェンシービジネスサービス	50048
	㈱東急エージェンシープロミックス	28030
東急カ	東急カード㈱	27077
東急キ	東急技術センター㈱	27029
	㈱東急キッズベースキャンブ	28085

	グループ会社名	グループ会社コード		
東急キ	東急軌道工業㈱	27069		
	東急ク	東急グリーンシステム㈱	27027	
東急ケ	㈱東急グルメフロント	23601		
	東急建設㈱	20601		
東急コ	㈱東急コミュニティ	20301		
東急シ	㈱東急シェアリング	50003		
	東急ジオックス㈱	21001		
	東急住宅リース㈱	20103		
東急ス	㈱東急ステーションリテールサービス	23801		
	㈱東急ストア	24401		
	㈱東急スポーツオアシス	28023		
	東急スポーツシステム㈱	28027		
東急セ	東急セキュリティ㈱	23303		
	㈱東急設計コンサルタント	20102		
東急ソ	㈱東急セブンハンドレッドクラブ	28004		
	東急ソ	㈱東急総合研究所	27092	
東急タ	㈱東急タイム	50036		
東急テ	東急テックソリューションズ㈱	27086		
	東急テクノシステム㈱	23001		
東急ト	東急電鉄㈱	20000		
	東急ト	㈱東急トランセ	15000	
東急ハ	東急ハ	㈱東急ハンズ	27009	
	東急バス㈱	11000		
	東急ハ	㈱東急パワーサプライ	23304	
東急ヒ	東急ヒ	㈱東急百貨店	24501	
	東急ヒ	東急ビジネスサポート㈱	50037	
東急フ	東急フ	東急ビルメンテナンス㈱	27026	
	東急フ	東急ビルメンテナンス㈱関西支店	28034	
	東急フ	東急ファイナンスアンドアカウンティング㈱	28071	
	東急フ	東急ファシリティーサービス㈱	23301	
	東急フ	東急不動産㈱	20101	
	東急フ	東急不動産SCマネジメント㈱	28020	
	東急フ	東急不動産キャピタル・マネジメント㈱	28022	
	東急フ	東急不動産ホールディングス㈱	20100	
	東急フ	東急不動産リート・マネジメント㈱	20106	
	東急フ	㈱東急文化村	50001	
東急ホ	東急ホ	東急保険コンサルティング㈱	50025	
	東急ホ	東急ホテルズ	20005	
	東急ホ	㈱東急ホテルパートナーズ	20008	
東急メ	東急メディア・コミュニケーションズ㈱	27006		
東急モ	東急モ	㈱東急モータルズデベロップメント	50005	
東急ラ	東急ラ	東急ライフシアター	27013	
	東急リ	㈱東急Re・デザイン	20309	
東急リ	東急リ	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント㈱	28084	
	東急リ	東急リゾート㈱	28003	
	東急リ	東急リゾート&ステイ㈱	28031	
	東急リ	東急リニューアル㈱	28002	
	東急リ	東急リネン・サプライ㈱	24301	
	東急リ	東急リパブル㈱	27015	
	東急リ	東急リパブルスタッフ㈱	28074	
	東急レ	東急レ	㈱東急レクリエーション	21901
	ナ	ナ	㈱ながの東急百貨店	50059
		ナ	㈱名古屋栄東急REIホテル	19033
ナ		㈱名古屋東急ホテル	27095	
ハ	ハ	那覇東急REIホテル	19053	
	ハ	㈱博多エクセルホテル東急	19041	
	ハ	㈱博多東急REIホテル	19052	
	ハ	㈱白馬東急ホテル	26010	
ヒ	ヒ	㈱羽田エクセルホテル東急	26001	
	ヒ	ハンズラボ㈱	27010	
	ヒ	㈱広島東急レクリエーション	21904	
フ	フ	㈱ファイブハンドレッドクラブ	27017	
	フ	㈱富士山三島東急ホテル	26020	
	フ	二子玉川エクセルホテル東急	19044	
ホ	ホ	北和建設㈱	20107	
	ホ	北海道東急ビルマネジメント㈱	28081	
マ	マ	㈱松江エクセルホテル東急	19028	
	マ	㈱松山東急REIホテル	19039	
	マ	㈱マリモコミュニティ	20306	
ミ	ミ	㈱みなとみらい東急スクエア	50032	
	ミ	宮古観光開発㈱	28058	
ヨ	ヨ	㈱宮古島東急ホテル&リゾート	19031	
	ヨ	㈱横浜ベイホテル東急	26011	
ラ	ラ	横浜東急REIホテル	26012	
	ラ	ライフ&ワークデザイン㈱	20104	

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

傷害保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

当社では個別でのご相談を随時承っております。
専任の担当が皆さまのご都合にあわせて対応いたします。以下までお気軽にご連絡ください。



東急保険コンサルティング

東急保険

検索

本社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-16-14
渋谷地下鉄ビル 4階
(渋谷駅地下 B1 出口直結)


 **0120-326-109**

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)



関西営業所

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-4-3
心斎橋東急ビル 4階


 **0120-953-109**

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)



札幌営業所

〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条 1-1-8
じょうてつビル 3階

 **0120-769-109**

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)



「とうきゅうグループ団体保険制度」における個人情報の取扱いについて

東急保険コンサルティング株式会社(以下、当社)は、取得した個人情報を損害保険・生命保険・少額短期保険の代理店業務、銀行代理業に係る業務、集金及び支払の事務代行及びそれらに関連する業務の遂行に必要な範囲で利用します。また当社は、複数の保険会社及び銀行と取引があり、取得した個人情報を取引のある保険会社及び銀行の商品・サービスをご提案するために保険会社及び銀行の業務の遂行に必要な範囲内で利用します。なお、当社が取引のある保険会社及び銀行は、当社ホームページ(<https://www.tokyu-hoken.co.jp/>)に記載があります。